

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第28回ガスシステム改革小委員会

日時 平成28年2月5日（金）16：00～18：54

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第28回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

初めに、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、静岡ガス株式会社、小杉充伸常務執行役員企画部長、国際石油開発帝石株式会社、奥園和人天然ガス供給ユニットゼネラル・マネージャー、石油資源開発株式会社、中島俊朗経営企画部長、関西電力株式会社、松村直人グループ経営推進本部副本部長、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、奥田真弥専務理事、日本熱供給事業協会、田嶋忠朗専務理事がご出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

(1) 導管整備に係る事業者ヒアリング

○山内委員長

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の1番目ですけれども、「導管整備に係る事業者ヒアリング」でございます。これにつきましては、静岡ガス株式会社、それから国際石油開発帝石株式会社、石油資源開発株式会社の各社より説明をお願いしたいと思います。説明が終了した後に、委員の皆さまからのご質問あるいはご意見をご発言願いたいと思います。

それでは、まず静岡ガス株式会社より提出いただきました資料3ですが、これについてご説明をお願いいたします。

○小杉オブザーバー

本日は、このような発言の機会をいただきまして感謝申し上げます。

それでは、静岡ガス、当社のパイプラインの整備の状況についてご説明をさせていただきます。

資料2ページをごらんください。当社の供給区域と高圧パイプラインを、これは示しています。図のほぼ中央、清水LNG袖師基地が当社のLNG受入基地になります。基地と静岡県東部地域、ここは駿河幹線、第二駿河幹線の2本の高圧パイプラインでつながっております。第二駿河幹線は南富士幹線に接続し、さらに国際石油開発帝石株式会社のパイプラインとつながっております。西側は静岡市から浜松市まで静浜幹線がつながっています。

3ページをごらんください。

清水LNG袖師基地は静岡県内唯一のLNG基地となります。当社は袖師基地の活用と天然ガスの普及拡大を主な目的に、広域パイプラインの整備を他の会社さんと共同で進めてきました。この結果、東京ガス株式会社、国際石油開発帝石株式会社、当社の高圧パイプラインが接続し、3社間の広域パイプラインネットワークが形成されました。2012年には緊急時の相互融通体制を3社で構築し、緊急時における供給安定性の向上を図ることができました。

続きまして、4ページをごらんください。

当社の基幹インフラの整備状況と、ガス販売量の推移を時系列で並べたものです。大規模な基幹インフラの整備には、多額の投資と建設のためのリードタイムが必要となります。当社では、長期的な需要見通しに基づいて、計画的、段階的にインフラ整備を行ってきました。

下の棒グラフにありますように、当社は1996年にLNGの輸入を開始して以降、天然ガスへの燃料転換やコージェネレーションの導入を中心に、ガス販売量を拡大してきました。特に静岡県東部地域には、エネルギー多消費型産業が多く立地しています。この地域の需要増加に対応するため、LNG基地と富士市を結ぶ第二駿河幹線を新たに建設し、2004年から運用を開始しました。2007年には南富士幹線が運用を開始し、袖師基地から県外の山梨方面につながるパイプラインが完成しました。2009年には中部ガス株式会社と共同で静浜幹線を建設し、昨年10月に全線開通いたしました。また、パイプラインの整備とあわせて、袖師基地でもタンク増設など大規模な設備増強を行っています。

このように、需要拡大とパイプライン、LNG基地などのインフラ整備、さらにはLNG調達为一体となって、初めて天然ガスの普及が可能になると考えております。

資料5ページをごらんください。

広域パイプライン整備の事例として、静浜幹線について説明します。静浜幹線は、中部ガスへの原料輸送を主な目的とした高圧パイプラインで、2社共同で建設を行いました。それぞれの供

給エリア内では、それぞれの会社が自社でパイプラインを建設し、供給エリア外の、この赤線で示した中央ライン、これは共同出資の静浜パイプライン株式会社が建設、運用をしています。

大型パイプラインの投資に当たりましては、一定規模の需要が存在することが前提となります。静浜幹線の場合は、まず中部ガス管内の需要がベースとして存在し、これにパイプライン沿線の需要開発を取り込むことで投資が可能となりました。

静浜幹線の建設では、当初想定していなかったルート、あるいは工法の変更などで、全線開通までの工期が、当初予定より2年9カ月伸びました。運用開始の遅れに加え、投資額の増加を伴うもので、供給エリア外での長距離パイプライン建設のリスク、それから難しさを改めて認識いたしました。

資料6ページをごらんください。

最後に、今後のパイプライン整備に向けた課題、要望として2点述べさせていただきます。

1点目は、投資回収が見込めるベース事業の創出です。当社のパイプライン整備の意思決定の背景には、ある程度の確度を持った長期的な需要見通しと、これに基づく計画がありました。投資規模の大きなパイプラインの場合、静浜幹線のようにガス事業者による原料の受け入れ、あるいは発電など、長期での安定的な投資を回収するためのベースとなる需要が必要だと考えます。

さらに、パイプライン沿線での大型コージェネレーションなど、大規模な需要創出に向けた政策支援も有効だと考えております。

2点目は、コスト削減に資する規制緩和、優遇策の創設です。パイプライン建設コストや運用コストを削減するための規制緩和や、税制優遇措置なども有効であると考えます。建設工期の短縮につながる農地転用許可の簡略化や、静浜パイプラインのようなガス導管事業者が建設するパイプラインにも固定資産税の特例措置を適用することなども有効だと考えております。

以上、簡単ではありますが、当社のインフラ整備の状況と、整備に関する考え方について概要を説明いたしました。今後も天然ガスの普及、拡大に向けてインフラ整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして国際石油開発帝石株式会社よりご説明いただきます。資料4についてご説明をお願いいたします。

○奥園オブザーバー

本日は、こういう発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まずは1ページ目でございますけれども、現在の供給体制についてご紹介いたします。

当社の供給拠点でございますが、3つございまして、左の図にありますとおり、新潟県の国産ガスを生産しています南長岡ガス田。それから、日本海側から直江津のLNG基地。それから、太平洋側からでございますけれども、静岡ガス様から購入させていただいているLNGの気化ガス、この3つの主なガスの流れがございます。

それから、需給調整機能としまして、ピークシェービングに対応するために、後ほど紹介します枯渇ガス田を利用した地下貯蔵システム。それから、ひも状のパイプラインネットワークでございますもので、ラインの途中に昇圧する設備がございます。

それから、先ほどご紹介がありましたとおり、東京ガス様、静岡ガス様との間で、緊急時におけるガスの相互融通契約を締結しております。

2ページに行ってください。

これは、20年前と今現状とを比較したネットワーク図でございます。20年前はごらんのとおり、東京方面に向かう東京ラインと申しますが、この背骨のラインがあったわけですが、この20年間の間に、新たな未普及地へのパイプラインの増強、あるいは、その背骨の東京ラインの複線化としまして新東京ライン等を増強してまいりまして、この20年間でパイプラインの総延長は2倍、供給量は3倍に増加しております。

3ページに行ってください。

当社のパイプライン・インフラ投資の考え方でございますけれども、パイプラインガスの未普及地である新地域に向けました幹線パイプライン建設は、とにもかくにも将来の需要開発というのがポイントでございます。したがって、需要のコアとなる都市ガス事業者様、あるいはポテンシャルとしての大口需要家の想定というのが最重要のポイントでございます。

また、2点目でございますが、既存地域に向けたガスの輸送能力の補填。先ほど申し上げた東京ラインの複線化ということでございますけれども、このようなラインにつきましては、知見ある地域の需要増加ペースに応じて分散投資することで増強することができますので、経済合理性の見きわめもスムーズでございます。

それから、3つ目につきましては、やはりラインの建設には長期間を要するというので、工事の許認可等、工程管理を徹底する必要があります。下の絵でございますけれども、点線がラインの総延長、右軸でございます。それから、グラフが供給量で左軸でございますけれども、コアとなりました都市ガス事業者様を紹介しております。

それから、4ページ目に行ってくださいまして、事例紹介としまして、現在取り組んでおります富山ラインを紹介いたします。富山ラインは新地域へのラインでございます、やはりコアと

なりました日本海ガス様向けの需要、それから沿線の工場向け等のポテンシャル需要、これを開発する前提で投資決定しております。

2ページ目でございますけれども、現状といたしまして、F I D後の景気動向、あるいは液体燃料との競合、あるいは枝線と申しますか、接続ラインの建設コストの増などから、いわゆる大口のポテンシャル需要開発に係る不確実性は高まっている状況でございます。このような状況から、富山ラインにつきましては1年半程度の完工遅延を見込んでおります。

それから、5ページ目でございます。

今後の幹線パイプラインの整備計画でございますけれども、先ほどご紹介した背骨の複線ラインでございます新東京ラインにつきましては、第5期で藤岡市から埼玉県の本庄市への16kmの計画を持ってございますけれども、昨今の状況を踏まえて投資決定には至っておりません。これにつきましては引き続き検討を進めてまいり所存でございます。

それから、新たな未普及へのパイプライン建設につきましては、やはりその事業性の見きわめというのがポイントでございます。例えば中規模天然ガス焚の発電等のコアとなる需要の開発を期待したり、あるいは建設コストの低減などの状況を見きわめる必要がありますので、中長期的な視点で取り組んでまいりたいと思っております。

6ページ目に行ってくださいまして、需給調整機能としての関原の地下貯蔵システムというのを持っております。これは新潟県の長岡ガス田近傍で、1968年、もう相当前に枯渇したガス田を再利用する形で貯蔵しているシステムでございます。

このシステムは、右のほうのグラフを見ていただきますと、矢印の下でございますけれども、夏場にシステムに圧入して、それから需要期の冬場に排出するというオペレーションを行っております。

ただ、実際のボリュームとしましては、括弧の中で紹介しているとおり、ワーキングガスと申しますけれども約8,000万立米程度、L N Gの隻数で言いますと1隻程度の小規模なシステムでございます。小規模でございますが、こういうシステムを使ってピーク時の供給量の補填、あるいはプラントのトラブル時のバックアップ機能として使っております。

最後、7ページ目でございます。今後のパイプラインの整備に向けてということでございますが、繰り返しになりますが、経済合理性を担保するということが最も大事なポイントだと思っております。国による天然ガスのシフト支援策、例えばエネルギー多消費需要家へのガスの導入促進支援策等が有効ではないかと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、石油資源開発株式会社より、ご提出いただきました資料5についてご説明をお願いいたします。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、スライドの2ページをごらんください。こちらに当社の導管網の全体像をお示ししております。右上の四角の中に、低圧の導管はなく全て中高圧導管であること、もともとは鉱山設備として鉱業法に基づく整備を進め、平成16年にガス事業法に移管された後も着実に導管整備を行ってきたことを記載させていただいております。

3ページをごらんいただきますと、新潟県から山形県、宮城県、福島県にまたがるネットワークの概念図をお示ししております。この中で、図の左側、青色の破線の楕円で囲っている部分は、主に鉱山の開発に伴い導管網を整備したエリアでございます。右側の大きい楕円、ちょうどすき間のところに「日エル」と記載してございますが、日本海エル・エヌ・ジーさんの新潟基地、この基地からのLNG気化ガスの利用も含めて導管の整備を進めてきたエリアを右側の楕円の中でざっくりと示しております。

4ページでは、2ページにご説明した変遷をもう少し詳しく掲載しておりますけれども、④のブレットの中で、最近の取り組みとして、福島県相馬港における自社LNG受入基地、それからこれと既存ネットワークとを接続する導管の建設について記載しております。

スライドの5ページと6ページで、この相馬エリアのインフラ整備の概念図をお示しいたしましたので、あわせてご参照いただきたいと思います。

5ページのほうで、相馬基地の建設によりまして、日本海側と太平洋側の基地を幹線パイプラインで結び、相互融通することでネットワークの供給能力と安定性を高めるということ、それから、基地に隣接する高効率ガス火力発電所によるエネルギーの多面的な利用を目指しているといったことを記載してございまして、6ページのように、関連する冷熱産業などを誘致いたしまして、震災での被災地域における産業集積にも寄与したいと考えておるところでございます。

7ページをごらんください。

当社のガス事業の特徴をまとめております。ネットワークに投入するガス供給ポイントが多種多様であること。それから、天然ガスの地下貯蔵を活用していること、その他、一般ガス事業者さんが余りされていないような取り組みも若干行っているといったことがあるかと思っております。

この地下貯蔵につきまして、スライドの8ページから11ページまで、3枚に記載しております。

今ほどのINPEXさんからのご説明と同様の地下貯蔵の操業を、弊社は新潟県北東部にございます紫雲寺鉱山などにおいて行っております。現在までに、国産天然ガス事業者により行われている地下貯蔵は3社5サイトございまして、うち3サイトが弊社によるものでございますが、先ほどのご説明にもありましており、いずれも大手都市ガス事業者さんの供給規模と比較すれば、ごく小規模なものにとどまっているというのが現状と認識しております。

一方で、将来の可能性という面では、供給の安定性の向上や、裁定取引的な運用によるLNG調達価格の平準化、低廉化など、より大規模な地下貯蔵を追求すべき目的や効果ということも考えられると思っております。9ページに一例をお示ししておりますけれども、それなりの貯蔵規模を持った候補地、ここでは東新潟、岩船沖の2つを挙げてございますが、標準的なLNGタンクの基数に置き直しますと64基、19基といった規模でございます。

しかしながら課題も多うございまして。10ページの記載ですけれども、地下貯蔵サイトに関する課題として、枯渇したあるいは生産中のもも含め構造的な油ガス田というのはかなり偏在しているという点、それから、ネットワーク整備に関する課題ということで、地下貯蔵設備をつくるための費用に加え、LNG基地から貯蔵サイトまで、貯蔵サイトから大消費地ネットワークへの接続導管の整備などの費用の問題、法的整備等の課題といったことが大きく横たわっておりますので、大規模な地下貯蔵の事業化というのは、なかなか簡単に実現できることではないと認識しております。

最後に、11ページと12ページで、弊社の今後のインフラ整備の方針と課題について触れさせていただきます。

弊社にとりまして、ガス供給インフラのさらなる整備は、新規需要の開拓を伴った上で、その需要に応える形で必要な設備の増強を行うということが基本になると考えております。一方、課題といたしましては、競争環境が非常に厳しさを増し、また、資源価格のボラティリティーが増す中で、お客様に中長期にわたるエネルギー転換、ガスを選択していただくというご判断をいただきにくくなっておりまして、弊社として投資回収見通しが不安定な中で、大規模な導管延伸投資の決断がしにくくなっているということが、ただいま現在の率直な印象でございます。したがって、当社といたしましては、先ほどご紹介したように、これまでの取り組みから一歩踏み込んで、大規模な発電需要を能動的に創出していくという取り組みを行っているところでございます。

また、供給安定性や保安の確保は重要な課題でございますので、引き続き既存設備の維持、改善に努めてまいりますけれども、当社ネットワークに関しましては、相馬基地の関連施設が竣工いたしますと、大規模な投資は一段落するものと考えております。

また、地下貯蔵につきましては、これまでの国産天然ガスの地下貯蔵に加えて、LNG気化ガスによる運用やその拡大について、地道に検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、各事業者の方からご説明ありました内容について、委員の皆さまからご質問、ご意見をご発言願いたいと思いますが、例によりまして、発言されるご希望の委員の方は、お手元の名札を立てていただくようお願いをいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご質問等ございましたらお願いいたします。

じゃ、草薙委員どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。大変参考になります。

国際石油開発帝石さんと石油資源開発さんに、天然ガスの地下貯蔵についてももう少し教えていただきたいと思っております。例えば、エンハンスド・ガス・リカバリー、EGRと言われているような技術とか、あるいはCO₂対策の側面からしますと、カーボンキャプチャーアンドストレージとか、そういったことというのはリンクし得る話かと思うんですけども。そのような特徴的な技術を採用されている、採用を考えておられるというようなことがありましたらご教示いただきたいと思っております。

○山内委員長

時間の関係がありますので、幾つかご質問をいただいてから。

次は福田委員、ご発言願えますか。

○福田委員

地下貯蔵については、最後にご説明いただいたJAPEXさんの方で、貯蔵量で1カ月分という話がかかれていますが、これは、現在カバーされている仙台など比較的需要の大きいと思われる地域までも含めて1カ月分の備蓄が可能という理解でよろしいのでしょうか。

次の質問は、どちらかというとガス事業者にというよりむしろ経済産業省への質問になるかと思っております。国全体の導管整備計画については、少なくとも今年度の小委員会では、主にパイプラインすなわち高圧導管ネットワークをどのように整備していくべきかという話を中心になされていると理解しています。しかし一方で、ガス事業者からのこれまでのヒアリングを伺っていると、例えば事業者間で相互融通するための圧力調整施設であったり、さらに言えばLNG基地のような施設の配置や整備の在り方というものも、国土計画という観点から見たときには考えるべき重

要な要素なのではないかと思った次第です。こうした点を今後どのように考えていくのかについて、事務局のほうでお考えがあれば教えていただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

J A P E Xの中島さんから、需要の能動的な創出という話は非常にいい話だと思うんですけども。静岡ガスの小杉さんにお伺いしたいのは、御社の袖師のタンクの上に立つと、すぐ近くに50ヘルツの東電と60ヘルツの中電の送電線が見えて。振り返ると、Q-M a xも着くかという清水の港があり、そのタンクの周りには東燃ゼネラルの遊休地があるということで、あそこにL N G火力なんかをつくると、上越の火力と同じように非常におもしろいことが起きるんじゃないかと思うんですけども。そういうお考えがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、I N P E XとJ A P E Xの方には、先ほど中島さんが、資源価格のボラティリティーの問題、原油価格が下がっていて、なかなか投資マインドが下がっているという話なんです。であれば、原油価格が高かったころに、本当に投資マインドがあったのかどうかという、その辺のところがよくわからないので。下がったときはわかるような気もするんですけども。問題は、多分その原油価格と違うところにも、導管投資が進まない要因があるのではないかと思いますので、ちょっと意地悪な質問かもしれませんが、それを聞きたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。それじゃ、ここで一旦切って、各社からご回答をお願いしたいと思いますけれども。よろしゅうございますか。

まずは貯蔵の問題からです。

○奥園オブザーバー

先ほど草薙委員からご質問いただきましたカーボンキャプチャーの件でございますけれども。当社は、過去に長岡地区で炭酸ガスを圧入するというテストをやったことがございます。ただ、それが実用化のステップに行くかどうかというところまで、まだ行っておりませんで、圧入ガスのシール性等を確認するということにとどまっております。枯渇したガス田という意味では、福島沖で枯渇したガス田がございます。そういったガス田はございますが、そこでは実証試験を行っておりませんで、なかなか次のステップに進めないというところでございます。

○山内委員長

中島さんどうぞ。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。まず、草薙先生のご質問に関してですけれども、CCSに関しましては、私どもも日本CCS調査株式会社を通じまして、さまざまな実証実験に参加させていただいておりますが、これは天然ガスの地下貯蔵と直接的な関係ではないのですけれども、地下の地質構造を用いた知見という類似性があり、それを活用していきたいということで取り組ませていただいております。

それからもう一つ、EORのお話がございましたけれども、今INPEXさんも含め私どもが実施している地下貯蔵は、基本的には国産天然ガスについて、ある鉱山から別の鉱山に、需要の変動に応じて移しておいて、冬場に必要なときに移しておいたところから出すということを行っております。

現在の鉱業法、鉱山保安法の中では、そういった形で、鉱業に資するような形の貯蔵は認められているのですけれども、海外から買ってきたLNGの気化ガスを地下に貯蔵する行為そのものは、鉱業法の目的に合致していないのではないかとということで、EOR的な効果が期待できる場合、すなわちネイティブのガスを採取するのに、LNGの気化ガスを入れたときに一緒に連れてくるとか、そういう効果が認められる場合にはいいでしょうということで、まさにそのような効果に関する実証的な実験を昨年からさせていただいているところでございます。ですので、本格的にLNGの気化ガスを大規模に地下に貯蔵する、まさに貯蔵の目的を持って行うという場合には、法的な環境の整備が必要だと思っております、段階的にそういったことをMETIさんのほうにもお願いをしてみたいと思っております。

それから、福田先生からいただきましたご質問、資料5の8ページのところかと思えます。将来の可能性というところで、現状は約1カ月分と記載させていただいております、これは日本全体で見たときの流通在庫的なものがこの程度ではないかということを書かせていただいております。右側の四角の中に少し小さい字で、わかりにくくて恐縮ですが、日本全国に、今既存のLNGの一次基地というのが35カ所ほどございまして、その貯槽の容量を全部足すと820万トンぐらいあり、一方、2015年のLNGの日本の輸入総量が8,500万トンぐらいであったということで、これを割り算して計算いたしますと、大体1カ月強ということになりますので、全国にあるLNGのタンクを全部満杯に張った状態で1カ月分ぐらいの在庫量になっていると言えるのではないかと試算でございます。

ですから、ここで申し上げたかったのは、もし国家備蓄的なことをやろうとするのであれば、地下貯蔵を使って、もう少し大規模に備蓄量をふやすという可能性があるかもしれないというこ

とで、このように記載させていただきました。

それから、私どもへのご質問ということで、橘川先生からいただいた、資源価格と投資マインドの関係でございますが。私どもの資料で書かせていただきましたのは、非常にボラティリティーが高い中で、需要家さんが競合燃料と比較をしたときに、なかなかガスで長期間固定して買いますよということをお客様のほうがおっしゃりにくくなっていて、そうすると、どうしてもお客様との契約が短期間、とりあえず3年だけ、これだけの量をくださいという話になると、導管投資をして長期で回収しようとする、その投資判断が難しくなっているということを申し上げたかった部分でございます。

私からは以上でございます。

○山内委員長

それでは、先ほどの事務局について。

○藤本ガス市場整備課長

導管整備方針の……

○山内委員長

あれですか……ございますか、よろしいですか。

○橘川委員

静岡ガスの方が何かあるんじゃないかと。

○山内委員長

そうですね。じゃ、それについてお願いします。

○小杉オブザーバー

橘川先生から袖師の発電所というご質問をいただきました。ご承知のように、清水の袖師では東燃ゼネラル石油さんが大型の発電所を計画して、アセスの手続を今進めているところです。ロケーションは橘川先生がおっしゃられたとおりのロケーションでありまして。したがって、袖師で発電所をつくるということは、清水にある私どものLNG基地も利用するということになります。したがって、発電のための準備会社というものを昨年立ち上げて、東燃ゼネラル石油さん、それから清水建設さん、それと当社、この3社で今本当に準備段階ですが、そういった手続は進めているというところでございます。

発電所ができますと、これは基地のすぐ横ですので、パイプラインの整備ということには直接つながるものではありませんけれども、基地のインフラの活用ということ、それから、清水のエリアは東電さん、中部電力さんのちょうど末端にありますので、そういった点からも、できた場合は意味があるのかなというふうに捉えています。

以上です。

○山内委員長

失礼しました。それじゃ事務局から。整備課長。

○藤本ガス市場整備課長

導管の整備方針の検討の対象ですけれども。ベースは高圧導管とは思いますが、関連する施設等々ございますので、そこは限定的に考えるのではなく、議論の状況に応じて柔軟に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

じゃ、松村委員が挙がった。どうぞご発言ください。

○松村委員

いずれも質問じゃなくて、コメントですので回答不要です。

まず、静岡ガスから規制改革に関する要望が、具体的に農地転用という文脈で出ています。規制改革については、常にチャンネルは開いているというか、要望を聞く機関があります。更に、ずっと長いこと、この類いの要望はいろんなところが努力して改善してきています。本当に具体的に要望があるのであれば、具体的な形でしかるべき所にきちんと出していただきたい。

ただし、規制改革は、もちろん業界も汗を流す意志がないと全く進まない。今まで要望を出して、頑としてはね返されてきたものはそれなりに困難がある。農地転用は最も難しいものだと思います。他にも多く要望があると思いますが、業界もそれなりに汗をかく覚悟がないと全く進まないの、言いつ放しではなく、業界としても、本当にこれが障害になっているとするならば、何らかのアクションをぜひとっていただきたい。

2点目。需要開拓のために、環境価値だとかもきちんと評価できるような制度をつくってこれというのは、いろんな機会ですって言うべき大切なことだと思います。今回もこういう形で言っていたらよかった。

需要の開拓という点に関して言えば、何といても圧倒的に一番効くのは価格を下げること。天然ガスの価格が安くなること。これだけボラティリティーが高いと、お客さんも二の足を踏むという指摘に関して、将来、天然ガスの価格が高くなって競争力がなくなるということがあるかもしれない。その点が恐ろしくて投資できない。そういうことだと思います。私たちが努力して、コストを少しでも下げられるように、折に触れて努力すべきだと思いますが、業界のほうも少しでもコストを削減し、少しでも安いガスをお客さんに使ってもらうことが最大の需要対策だということは、決して忘れないでください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

導管整備の事業者からのご発言について、ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

ありがとうございます。それではコメントもいただきましたので、事務局のほうもその辺を受け取っていただいて、お進めいただければというふうに思います。

(2) 前回の御指摘事項等について

(3) 小売全面自由化等の詳細制度設計について

○山内委員長

それでは、次に議題2、「前回の御指摘事項等について」というものと、それから議題3ですが、けれども、「小売全面自由化等の詳細制度設計について」の議論を行いたいと思います。

議題3に関連して、二村委員、大石委員より資料の提出がありました。

したがって、まず事務局から資料の6から8までをご説明をいただきまして、その後に二村委員から資料9についてのご説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から資料6から8までについてご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

まず、資料6に沿いまして、前回のご指摘事項などについてご説明します。

1ページに4点を整理しております。

①、松村委員、二村委員からのご指摘です。ヤードスティック方式の対象となるネットワーク費用の費目ごとの金額の公表、労務単価の公表について。

②、松村委員からのご指摘です。経営の効率化のための競争入札比率について。

③、大石委員からのご指摘です。市区町村別の都市ガス普及率の一覧表の提出について。

④、大石委員からのご質問です。L Pガスの供給を受ける69戸以下の集合住宅における競争について。

2ページ。ご指摘事項①、ヤードスティック方式の対象となるネットワーク費用については、託送料金原価に織り込まれることとなる金額を費目ごとに公表すべきではないか。また労務単価を公表すべきではないかのご指摘をいただきました。

ご指摘を踏まえまして、今般の託送料金の事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者に対して、ヤードスティック方式の対象となるネットワーク費用について、費目ごとの金額を事前認可申請時に国に提出するとともに、これを自主的に公表することを求めることとしたいと考えます。

あわせて、これらの事業者に対して、その労務単価、具体的には注2にありますとおり、1人

当たりの基準内賃金、基本給ですね。それから賞与、基準外賃金、家族手当等についても、事前認可申請時に国に提出するとともに、これを自主的に公表することを求めることとしたいと考えます。

3ページ。ご指摘事項②、経営の効率化を促すため、競争入札比率を高めるべきではないかのご指摘です。

ご指摘を踏まえまして、設備投資などの調達について一層の効率化を促すため、今般の託送料金の事前認可申請を行う一般ガス事業者に対しては、事前認可申請時に競争発注比率の向上に向けた取組策を国に提出するとともに、これを自主的に公表することを求めることとしたいと考えます。

現在、中小の一般ガス事業者の多くは、そのバーゲニングパワーを高めるために、事業共同組合を通じて導管、ガスメーターなどの共同調達を行っています。これらの一般ガス事業者については、個社ごとの競争発注比率を表明することは困難であると考えられます。このため、取組策の公表については、事業規模や調達規模がほかの一般ガス事業者と比較して著しく大きい大手3社のみを対象とすることとしてはいかがでしょうか。

5ページです。ご指摘事項③、大石委員から、供給計画の中に市区町村別の都市ガス普及率の一覧表があるはずなので、これを提出してもらいとのこと指示をいただきました。平成27年度の供給計画における事業者別、市区町村別の都市ガス普及率については、資料7で配付させていただいているとおりです。

ここで「都市ガス普及率」は、家庭におけるメーター取り付け数を一般世帯数で除することにより求めることができますが、メーター取り付け数の中には空き家が含まれることから、「都市ガス普及率」は、一般ガス利用者とLPガス、オール電化といった他の財との競争状態を正しく評価するための指標としては適当ではないと考えます。

このため、こうした競争状態を評価するに当たっては、これまでの小委員会でのご提案のとおり、家庭における調定件数——都市ガスの契約件数を一般世帯数で除した値である「都市ガス利用率」を用いてはいかがでしょうか。

6ページ。ご指摘事項④、経過措置料金規制に関連して、大石委員から、LPガスの供給を受ける69戸以下の集合住宅ではどれくらい競争が起きているのかのご質問をいただきました。

日本コミュニティーガス協会が簡易ガス事業者全社を対象としたアンケート調査を行ったところ、LPガスの供給を受ける69戸以下の集合住宅を他社からの切りかえにより獲得した件数については、直近3年間で約30万6,000戸であるという結果が得られました。

これは、LPガス販売事業を兼ねる簡易ガス事業者が供給するLPガス集合住宅戸数全体、平

成26年度で約399万戸の約8%に当たります。平成26年度に携帯電話、PHSの番号ポータビリティ制度を使って実際に携帯電話会社を切りかえた数が番号総数の約3%であることと比較しても、既に十分な競争が生じているものと評価することができると考えます。

7ページです。また、仮に集合住宅型の旧簡易ガス事業者に対して経過措置料金規制を課すこととした場合、当該事業者は供給義務を負うなど、現行のガス事業法における規制体系が継続することとなります。この点、経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者Aが当該集合住宅におけるガス供給事業をほかの事業者Bに譲渡する場合には、国がほかの事業者Bの適格性を厳格に審査した上で認可し、これによって初めて供給者の変更が実現することとなります。実質的に管理組合などの需要家の発意によって自由に供給者を変更することができません。供給者を変更するためには、旧簡易ガス事業者Aの同意が前提となります。

一方で、小売全面自由化後は、国の登録を受けたガス小売事業者であれば、誰もがこうした集合住宅における需要家に対してガスを供給することが可能となることから、集合住宅の需要家の発意による供給者の変更が生じ安いい環境が整うこととなります。したがって、経過措置料金規制が課された場合、需要家の選択肢が制限されることとなり、必ずしも需要家の利益の増進にはつながらないことも想定されます。

このため、第25回の本小委員会でお示ししたとおり、こうした集合住宅型の旧簡易ガス事業については、経過措置料金規制を課さないこととしたいと考えます。

ご指摘事項については以上です。

続きまして、資料8をごらんください。

1ページ目です。本日も議論いただきたい論点として4点整理をさせていただいています。

「1. 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について」、「2. 同時同量制度について」、「3. 託送検討について」、「4. 熱供給事業に関する指針について」の4点です。

論点1、2、3についてはご議論いただきたい論点、論点4についてはご確認いただきたい論点と考えております。

2ページです。「1. 経過措置料金規制に係る指定基準について」です。

経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準については、第24回本小委員会において、都市ガス利用率のみではなく、ほかの指標も勘案しながら総合的に判断することと整理したところです。

3ページです。都市ガス利用率75%以上か、以下かという一律の基準をもって経過措置料規制を課すか否かの判断を行おうとした場合、本来考慮すべき事情を考慮しなかったことにより過剰な規制を課することとなるおそれや、必要な規制を課さないことにより需要家保護に支障を及ぼ

すおそれがあります。4ページから11ページに過去の委員の皆様からのご意見を整理しておりますが、ご説明は省略させていただきます。

12ページです。資料7において事業者別、市区町村別の都市ガス普及率を示したところですが、経過措置料金規制を課すか、課さないかを判断するに当たっては事業者単位で見ると考えます。

その理由ですが、そもそも経過措置料金規制とは、激変緩和を図る観点から、現行の供給約款料金と同程度の水準の規制料金を残すことを求めるというものです。仮に特定の市区町村についてのみ経過措置料金規制を課すこととした場合、ガス料金の水準が現在と大きく異なり、場合によっては相当程度の値上げとなることも想定されます。需要家にとっての激変緩和措置とはならない可能性があります。そもそも特定の市区町村に限定した経過措置料金を作成することは、非常に困難でもあります。

また、LPガスやオール電化への切りかえは、原則として一般ガス事業者の供給区域においては場所を問わずに行うことができます。

14ページです。まず、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則です。あくまでも経過措置料金規制は、適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から旧一般ガス事業者などに対して課される例外的な措置であると考えます。

こうした考え方を踏まえ、具体的な経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準については、下段のフロー図のとおりとしてはいかがでしょうか。

ステップ1のストック指標、ステップ2のフロー指標に分けて判断することをご提案します。

ストック指標については、独占禁止法において市場シェアが50%超であることが独占的状态の要件の一つであることとされていることから、直近年度末の都市ガス利用率が50%超であるか否かで判断します。50%超でなければ経過措置料金規制は課さないこととします。

50%超であればステップ2に移り、フロー指標を確認することとなります。①、②のいずれにも該当する場合は、経過措置料金規制を課すこととなります。どちらか、もしくは双方に該当しない場合には十分な競争圧力が働いているものと考えられ、経過措置料金規制は課さないこととなります。

①は、小口需要における新築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数が当該事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数よりも多いこととなります。この「都市ガス利用率を踏まえた」の部分は、後ほどご説明させていただきます。

②は、小口需要に係る既築物件について、獲得件数、すなわち他燃料採用物件の当該旧一般ガス事業者による都市ガス化件数が、当該事業者の都市ガス利用率を踏まえた離脱件数、すなわち

当該事業者による都市ガス供給採用物件の他燃料化の件数よりも多いこととなります。

この①、②については、例えば大きなオール電化マンションが建つといった異常値を排除するため、直近の3年間の合計ベースで見ることを提案します。

15ページです。「都市ガス利用率を踏まえた」の部分ですが、赤枠の式を使いますと、ステップ2に進んだ旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数と都市ガス採用件数の比較が可能となります。すなわち、旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、経過措置料金規制に係る指定基準を満たさないためには、より多くの他燃料採用件数が必要となります。

左下のグラフは、都市ガス獲得件数が50件と仮定した場合の他燃料の採用件数を表したグラフであります。

16ページに、留意点3点を整理しています。

留意点1と2は、ストック基準においてもフロー基準においても競争状態を正しく評価する観点から、旧一般ガス事業者みずからや、あるいは関係会社が販売する他燃料にスイッチした場合は、これをカウントしないというものです。

留意点3ですが、経過措置料金規制の指定は本年8月～9月を目途に行う予定であることから、他のガス小売事業者との間で想定される競争状態を正しく評価することが困難であるということで、当該指定の指標としては採用しないこととしたいと考えます。

18ページです。旧簡易ガス事業者の経過措置料金規制の指定基準についてです。住宅団地型の旧簡易ガス事業については、旧一般ガス事業者の指定基準と同様としてはいかがでしょうか。

19ページです。経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準についてです。4つの基準のいずれかに該当する場合は解除することをご提案します。

①、②、③は基本的に先ほどの指定基準と同様です。

①直近の当該事業者の都市ガス利用率が50%以下となった場合。

②新築物件について、当該事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料など採用件数が、当該事業者による都市ガス供給採用件数以上となった場合。他燃料等採用件数については、ほかのガス小売事業者による都市ガス採用件数も含まれます。

③既築物件について、離脱件数が獲得件数以上となった場合。離脱件数には、ほかのガス小売事業者に離脱した件数も含まれます。

※にもありますとおり、②、③とも直近の3年間の合計ベースとなります。

また、ほかのガス小売事業者による都市ガス採用件数がトリガーとなった場合には、当該事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要にお

いて50%以上であることを追加的な要件としたいと思います。

21ページに、トリガーとなった場合の考え方を整理しています。赤枠囲いの青の部分が、ほかのガス小売事業者による都市ガス供給採用件数ですが、一番右のケースCのように、この採用件数によって基準値を上回るようになった場合を、「トリガーになった場合」と整理をしています。この場合は、この他の都市ガス事業者の供給余力ですとか、あるいは自由化の認知度を確認することになります。

1ページ戻っていただいて、20ページです。基準の④です。

右に示している④の考え方とおり、公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例においては、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的です。

これに効まして基準④は、直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある場合と整理しています。

解除基準については以上です。

23ページ。経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者の解除基準です。基本的には旧一般ガス事業者の解除基準と同様ですが、基準④の他のガス小売事業者のシェアについては、こういった競争は想定されないことから外しています。

24ページ。経過措置料金規制に係る指定・解除を行う際には、新築物件、既築物件の獲得件数、離脱件数などの情報を一般ガス事業者などから入手することが必要になりますが、虚偽の情報を報告することを防止する観点から、ガス事業法に基づく報告徴収を行うこととしたいと考えます。

25ページ。経過措置料金規制は、他燃料事業者などとの適正な競争関係が確保されていないと認められる場合にのみ課されるべきものであり、当該規制の対象となる事業者の範囲がいたずらに拡大することは避けなければなりません。このため、引き続き以下の論点について検討を加える必要があると考えます。

まず、旧一般ガス事業者の営業努力に配慮した指標の必要性についてです。十分な競争圧力にさらされながらも、どうにか新築と既築のいずれの指標においても他燃料事業者との競争に打ち勝った旧一般ガス事業者が存在することも想定されます。単に旧一般ガス事業者が需要家の獲得競争に負けたことのみをもって十分な競争圧力が働いていると評価するのではなく、こうした営業努力に一定程度配慮した指標が必要ではないでしょうか。

例えばスイッチ総数、獲得件数プラス離脱件数が供給区域内の一般世帯数の一定割合を超える

場合には、激しい需要家の獲得競争が展開されていると評価できるのかどうかなどが論点となります。

②都市ガス利用率の考え方の妥当性についてです。一般ガス事業者からの都市ガス供給を受けている需要家の中には、他燃料事業者やほかのガス小売事業者との比較を行った上で、当該一般ガス事業者からの都市ガス供給を選択した需要家が存在することも想定されます。

このため、単に都市ガス利用率が高いということだけをもって、当該一般ガス事業者に対する十分な競争圧力が働いていないと評価することは妥当でないとの考えもあり得ます。経過措置料金規制に係る指定解除を行うに当たっての都市ガス利用率の考え方については、さらに精査する必要があるのではないのでしょうか。

26ページです。③獲得・離脱の考え方の整理の必要性。例えば離脱の考え方については、ある需要家が厨房機器をコンロからIHに切りかえた場合であっても、当該需要家に対する都市ガス供給が継続している場合には、離脱していないと評価するとの考え方もあり得ます。

他方、実際は、当該一般ガス事業者は都市ガス需要の一部を失っていることから、こうした競争圧力を適正に評価する仕組みが必要かと考えます。

④です。経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の競争状態を国が確認する頻度です。仮に経過措置料金規制が課された場合であっても、当該旧一般ガス事業者については適正な競争関係が確保されていると認められた場合には、経過措置料金規制が課される期間がいたずらに長期化することは適当ではありません。この点、経過措置料金規制が課せられた旧一般ガス事業者の競争状態を国が確認する頻度については、引き続き整理する必要があるかと考えます。

27ページです。第24回の本小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者などの小売料金に係る事後監視の必要性について指摘がございました。具体的内容をどうするか論点となります。

まず、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則です。一方で、旧一般ガス事業者の小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは、需要家保護の観点から有意義であると考えます。

現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1カ月のガスの使用量を公表しています。当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、燃料費や託送料金などの上昇に比して小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはいかがでしょうか。仮に合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動されます。

なお、小売全面自由化後は、いわゆるリバランスが行われる可能性があります、小売全面自

由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であるという原則や、特に使用量が少ない需要家に対するガス供給に係る赤字については、現在ほかの需要家からの収入によって補填されているという実態を踏まえれば、こうした料金改定まで妨げる必要はないと考えます。

29ページ。都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者については、他燃料との競争が特に激しいため、小売料金の合理的でない値上げが行われることは、およそ想定されません。こうした事業者は、事後監視の対象外としてはいかがでしょうか。

こうした事後監視のスキームは、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者に対してのみ課される極めて例外的な措置であることから、これを恒久化することは適当でないと考えます。このため、3年間の時限措置としてはいかがでしょうか。

経過措置料金規制については以上です。

続いて、論点の2、同時同量制度です。

31ページにありますとおり、第25回本小委員会において、いわゆるロードカーブ方式を採用することとしました。小売事業者の注入計画と注入実績との差に係る精算方式などが本日の論点となります。

32ページ以降に、第25回の小委員会の資料。36ページ以降に、このときの委員の先生方の主なご意見を整理させていただいております。

42ページに飛んでいただきます。注入計画の策定方法です。ガス導管事業者が注入計画を策定するに当たっては、左下の図のように、まず製造設備が立地する場所などを勘案して、それぞれの製造設備から払い出し可能なエリアを設定した上で、それぞれのエリアごとにあるべき注入計画を策定することとなります。それぞれのエリアごとの注入計画を各ガス小売事業者に割り当てるに当たっては、各ガス小売事業者がガス導管事業者に対して提出する払出計画の日量比で案分することにより注入計画を策定することとしてはいかがでしょうか。

43ページ左下の図のように、エリア②においてガス小売事業者Yが需要を獲得した場合、その製造設備Bからは当該需要にガスが届かないため、ガス小売事業者Xは、その製造設備Cからの払出量を増加させるとともに、製造設備Aからの払出量を減少させることにより、製造設備Bから払い出されたガスがエリア②のガス小売事業者Yの需要に供給されたと擬制することがあります。こうした行為は「振替供給」と呼ばれています。

44ページ。電気と異なりまして、ガスはその物理的特性から、届く範囲には限界があります。ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、みずからの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則であると考えます。

他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス

小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、先ほど説明した振替供給という行為は、小売全面自由化後も引き続き必要となると考えます。

下段の枠囲いですが、ガス導管事業者が振替供給を実現するに当たっては、一定のコストが発生します。先ほどのAの振替供給は、ガス小売事業者Yのためになされるものであり、原因者を特定することが可能であることから、当該コストについては特定負担として整理をし、ガス小売事業者Yに対してのみ負担を求めるという考え方もあり得ます。

他方、仮にこうした整理とした場合、新規参入者の競争条件を著しく悪化させることとなります。このため、小売全面自由化後、当分の間は、振替供給に係るコストについては一般負担として整理することとし、当該コストの負担の考え方については、今後新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことがガス小売事業者間の競争関係を過度にゆがめていないかといった視点などを踏まえて、改めて検討することとしてはいかがでしょうか。

45ページに、振替供給に係るコストのイメージを整理していますが、本日は説明を省略させていただきます。

46ページ。本日ご議論いただきたい論点を整理しています。下段の表を見ていただきますと、A、注入計画と注入実績との差の精算のあり方。Bが調整指令量と注入実績との差の精算のあり方。Cが注入実績と払出実績との差の精算のあり方。Dが払出計画と払出実績との差に係る精算のあり方となります。

47ページ。まずA、注入計画と注入実績の差ですが、第25回の本小委員会において、アローワンスをゼロとするという考え方を示させていただきましたが、機械的制御の限界などといった理由により±5%のアローワンスを設定することとし、このアローワンスを超過した場合についてのみ、注入計画と注入実績との差について精算することとしてはいかがでしょうか。

精算額ですが、調整力の確保に必要な費用に、注入計画と注入実績との差を乗じることによって、ペナルティーとしての精算額を決定することとしてはいかがでしょうか。

Bの調整指令がなされた場合の精算のあり方については、同様の考え方を採用したいと考えます。

49ページ。Bの関連の調整力についてです。託送料金の審査に関する議論の中で、新たな同時同量制度を導入することを踏まえ、託送料金原価から圧送原価を控除する一方、需給調整に係る費用を新たに託送料金原価に算入することと整理しております。

50ページです。ガス導管事業者が確保すべき調整力とは、需要のピーク期に、前日計画に比して想定以上に需要が伸びた場合においても、当該需要を満たすためにガス導管事業者が製造事業者などから調達する供給力です。

この必要調整力に係る費用は、必要調整力に製造コストを乗ずることによって算出することが可能です。まず、必要調整力については、原価算定期間中の年間最大3日の平均の時ガスに調整率を乗ずることによって求めることとしたいと考えます。LNG基地を保有する一般ガス事業者のうち、調整率が最も低い一般ガス事業者の調整率が7.5%であることから、この値を採用することとしたいと考えます。

51ページ。次に製造コストにつきましては、営業費明細書をもとに、①製造費から原材料費を控除した額に、②一般管理費の製造部門に係るものを加えた費用を、③供給計画から求められる1時間当たりのガスの製造能力、気化能力で除することにより、④1時間当たりのガスの製造能力に係る製造コストを求めることが可能となります。

この製造コストの各事業者の直近3年間平均を実績単価とした上で、ヤードスティック方式により適正単価を求めることとしたいと考えます。

52ページに行っていたら、この適正単価に必要調整力を乗ずることにより適正コストを求めます。これに事業報酬額に相当する額を加えて調整力コストを算出することとします。

53ページ。Cの注入実績と払出実績との差に係る精算のあり方です。例えばX月におけるガス小売事業者の注入実績と払出実績の差は、検診の時期を踏まえすとX+1月、翌月に明らかになることから、これらの差の精算については、X+2月にこれを行うこととなります。翌々月に精算することとなります。

金銭で精算する場合、LNG輸入価格の上昇、下落が見込まれる場合、実際のLNG調達価格と全日本CIF価格との値差を活用した過剰な注入、過小な注入により利ざやを確保するといった弊害が想定されることから適当ではないと考えます。

このため、X月のガス小売事業者の注入実績と払出実績との差については、翌々月、X+2月の注入計画に繰り越して精算することを原則としてはいかがでしょうか。数量繰越精算でございます。

他方、X月の注入量が大きく不足したために、X+2月の追加的に注入すべき繰越量が過大となった場合には、製造設備の容量が不足するケースも想定されます。このため、注入実績と払出実績との差がX月の注入実績の±5%を超える部分に限っては、この超過量、不足量については金銭で精算を行うこととしてはいかがでしょうか。

54ページです。D、払出計画と払出実績の差についてです。ガス小売事業者が策定する払出計画の適正性の確保策を精算スキームに盛り込むべきと考えます。具体的には、ガス小売事業者が策定する払出計画の月合計と、払出実績の月合計の差が±5%を超える場合には、適切な払出計画を策定していないと評価することとして、当該小売事業者が超過量、不足量について金銭精

算を行うに当たっては、ペナルティー的要素を加味してこれを行うこととしてはいかがでしょうか。具体的には、過去5年間のX月のスポット価格と、X+2月の全日本C I F 価格との価格差、最大1.25倍、最小0.70倍も勘案して、「X+2月の全日本C I F 価格±30%+製造コスト」を単価として精算を行うこととしてはいかがでしょうか。

56ページに、これまでのご説明のケースをパターン化して一覧表を示しております。

57ページ以降に、それぞれの具体例を記載しております。適宜ご参照ください。

63ページです。需要家の需要特性を踏まえた注入計画の可否についてでございます。第25回本小委員会においては、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画をガス導管事業者が策定するに当たり、需要家の需要特性を踏まえるか否かを論点として提示したところです。

仮に需要特性が比較的フラットである需要家にガスを供給するガス小売事業者に対してのみ、導管ネットワーク全体としてのあるべき注入計画から乖離した注入計画、例えばフラットに近い注入計画を許容することとした場合、ほかのガス小売事業者が注入すべき1時間当たりのガス料が増加する、すなわちピークが立つ場合も想定されるなど、ガス小売事業者間の公平性を確保することができなくなります。需要家の需要特性を踏まえた注入計画は採用しないことをご提案します。

64ページです。一方、新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置として、3つの措置を講ずることを提案します。

措置の1ですが、新規参入者の中には、ノウハウが乏しいため、適切な払出計画を策定することができない者が存在することも想定されます。ノウハウを蓄積している現在の一般ガス事業者に対しては、払出計画策定に当たっての参考となる払出計画の策定に係る標準的な手法を作成させ、公表することを求めることとしてはいかがでしょうか。

65ページ、措置の2です。乖離率に係る暫定的措置です。払出計画の月合計と払出実績の月合計との差が±5%を超える場合には、当該ガス小売事業者はペナルティー的要素を含んだ単価によって精算を行うことがあります。新たな同時同量制度への移行後、一定の期間、例えば2年間に限っては±5%とした乖離率については、±10%としてはいかがでしょうか。また、X月の注入実績と払出実績との差については、±5%を数量繰越精算、現物での精算の基準値としていますが、同様に一定の期間、例えば2年間にわたっては、これを±10%としてはいかがでしょうか。

66ページ、措置の3です。新規参入者による現在の一般ガス事業者の製造設備の活用促進についてです。数量繰越精算を行う際には、X+2月に必要な注入量を製造するための製造設備の容量が不足するケースも想定されます。この点、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門

に対して数量繰越の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、当該一般ガス事業者は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内においてこれを受けることを求めることとしてはいかがでしょうか。

67ページ。新たな同時同量制度については、ペナルティ的要素を含めた精算単価を初め、今後必要に応じて見直しをしていくこととし、これによりサステナブルな制度としていく必要があると考えます。

68ページ。論点3、託送検討についてです。69ページにあるとおり、現在新規参入者が一般ガス事業者に対して託送供給を依頼する場合、需要を1件獲得する場合であっても、20万円といった託送検討料が必要であるとされています。このあり方が論点となります。

70ページです。この託送検討の費用については、新規参入を促進し、ガス小売事業者間の競争を活性化する観点から、現行の特定負担を改め、一般負担としてはいかがでしょうか。

ただし、導管の設計に当たり、測量ですとか試掘調査が必要な場合など、別途費用が発生することが想定される場合に限り、ガス小売事業者に対して個別に特定負担を求めることとしてはいかがでしょうか。

なお、製造設備の新增設に伴う接続検討については、製造事業者等に個別に特定負担を求めることとしてはいかがでしょうか。

71ページ。論点4、熱供給事業に関する指針についてです。こちらはご確認いただきたい論点となります。

電気事業については、電力の小売営業に関する指針が定められております。同指針においては、業務改善命令などが発動される原因となり得る行為を「問題となる行為」として記載するとともに、需要家保護の観点から、事業者の自主的な取り組みを促す行為を「望ましい行為」として記載しているところです。

熱供給事業についても、熱供給事業法の解釈・運用に係る熱供給事業者の予見可能性を高めるとともに、需要家保護を充実させる観点から、熱供給事業に関する指針を定めることとしたいと考えます。

73ページ以降に具体的内容の案を整理しております。需要家への適切な情報提供、営業・契約形態の適正化、契約内容の適正化、苦情・問い合わせへの対応の適正化、契約の解除手続の適正化などとなります。基本的には電力の小売営業に関する指針に効っておりますが、具体的な内容の説明は省略させていただきます。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、議論の進め方なんですけれども、時間の問題もございますので、以下の順番で、問題を整理しながら議論させていただこうと思います。

まず1番目ですけれども、1番目は論点1、「経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について」というものであります。それから2番目に、論点2、「同時同量制度について」を議論する。最後に、その他の論点について議論をお願いしたいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

すみません、失礼いたしました。先ほど、私は二村委員と大石委員から資料の提出があるというふうに申し上げて、そちらのご説明を先に行うべきでございました。論点は先ほどの順番でいきますが、その前に資料9について、これは二村委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○二村委員

発言の機会をいただきありがとうございます。今回の委員会の論点になっております料金規制の経過措置については、私たち消費者としてはこの改革の中で一番の関心事であります。そのこともありまして、あらかじめ2人で相談をいたしまして、今回意見書として提出をさせていただきました。資料9に意見書が出ておりますので、お読みいただければと思います。

概略を申し上げますと、私ども消費者の立場からいいますと、都市ガス同士の競争があるということが、競争状態ということの一番の形であると考えています。実際に家庭で考えてみましたときに、事業者の立場からすれば都市ガスはほかの燃料と競争しているというふうにおっしゃるんですが、消費者の立場で選択をするということで考えますと、都市ガスからほかの燃料に乗りかえるということを実際に考えると、やはり大きな転換のコストがかかるということでもあります。なので、複数の都市ガスの事業者の中から選択できる状態というのが、普通に考えての競争状態であろうと思います。

これまで出されております報告書等を見ましても、消費者が事業者を自由に選択できるようになると書いてありますけれども、これを読んだ人が、都市ガスとLPガスとオール電化から選べるから自由なんだというふうには考えないと思います。通常は都市ガスの事業者同士が選べると考えるのが普通だと思っています。

ということで、この都市ガスの料金における料金規制の経過措置の取り扱いというのは、非常に消費者からすると大きな問題だということを最初に申し上げておきます。

それから、そういった立場でこの経過措置の対象の基準について、私どもなりに考えてみましたものをペーパーにまとめています。基本的な考え方は、先ほど申し上げましたように、都市ガ

ス同士の競争があるという状態だと思いますが、ただこの間、ずっとこちらの委員会でも、都市ガスの事業者さんから他の燃料との競争があるということを伺っております。ですので、他燃料との競争の状態というものを全く指標として採用してはいけないというふうに思っておりませんが、その場合でも、それは相当慎重に判断をすべきだと考えております。

そういう立場から、具体的には事務局の提案ではストックとフローと、それぞれ分けての判断というふうに提案をいただいておりますけれども、両方の指標でもって判断をすべきではないかというのが基本的な考え方です。

それからもう一つは、今日の資料で出させていただいております供給区域内の普及率というのを見ましても、事業者さん全体の平均では、確かに70%ですとか50%ですとかということがあっても、市町村別に見ますと、実際には100%のところというのもやはりあるということは、こちらの資料からもわかります。そうすると、それらのご家庭にとっては、全体が指標を切っているので、こちらは競争状態ですということは、実際にはあり得ないことではないかなと思いますので、基本的には市町村ごとに、やはり判断をすべきだと思っております。

ただ、こちらも、事業者さん全体で規制を解除するというような道を全く閉ざすべきではないとも思いますので、別途そちらについては条件をお考えいただくというのも可能ではないかと思っておりますが、基本的には市町村ごとに判断をすべきだと思っております。

それから最後に、事後の監視のことで、本日もご提案をいただいておりますが、やはり料金の経過措置の撤廃後についても、値上げの実態ですとか合理性というのを点検・監視する仕組みというのは、あらかじめきちんと用意をしていただきたいと思いますと思っております。

LPガスのことを最初の委員会のほうで申し上げましたけれども、既に自由になっているところで、必ずしも自由な市場というのが健全な事業者さんを育てて、そういった方々が消費者に応えるというふうになっていないという現状は踏まえていただきたいと思います。

あと、細かい点で幾つか書いております。例えばバランスの問題ですとか、規制がある中で全くそういったことをしていけないというわけではないと思いますので、そこは対応をすることは十分可能ではあると思います。

それから、電気のほうも、既にこの4月からの自由化されます。電気のほうは、しばらくは料金の経過措置が残るということになっておりますけれども、それでも、もう既にいろんな新規の参入事業者さん、それから既存の事業者さんのほうもそれなりに新しいメニューなどを出されてきていて、どういうふうにこれから動くかわかりませんが、一定競争的な状態というふうにはなっているのではないかなと思います。そういう意味では、ガスのほうで導管の分離ですとかそういったことも起きない、いきなり2017年のところで料金の規制、経過措置というのを全面

的にというか、相当程度外してしまうというのは、やはり消費者の側からすると不安に思うということでございます。

あと、資料のほうはお読み取りいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。大変失礼いたしました。

それでは、先ほど申し上げましたように、1番目にまず論点、今もお話がありましたけれども、「経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について」、これのご議論を願いたいと思います。これについてご意見、あるいはご質問等あれば。

どうぞ、松村委員。

○松村委員

もちろん、この経過措置料金のことも先に言いますが、私は全ての論点について忘れてはいけない点があると思います。まずその点を確認したい。まだ決着がついているわけではないけれども、前回までのところでほぼ決着がついたのは、託送料金については、事実上厳格な査定は諦めて、ヤードスティック方式にするということになりそう。まだ決まってははいないけれども、多分そういう方向になるのでしょうか。それについて委員のほうから、「緊急」、「暫定」という言葉が出てきて、それでやむを得ないということになったのだと思います。

そうすると、そのようなとても重要な点で緊急避難措置、暫定措置がまだ残っている。それが残っている状態で、例えば経過措置料金、「経過措置」だってある意味で暫定的なものなのですが、これを解除する議論だけを先行して熱心にする自体が相当変。制度設計としては相当に偏っていると思います。

私は、経過措置の解除より、その緊急措置のほうを解決するほうがよっぽど先にすべきことと考えます。託送料金の透明性がちゃんと確保されてはじめて、まともな競争基盤の整備がようやくスタートする。まずそっちの条件がきちんと整ってから経過措置料金の廃止に踏み出すほうがはるかに自然。

もしそうでないとするならば、そのような「緊急避難」だとか、「暫定」だとかというようなものの解消の道筋をどうするのかという議論はうっちゃらかしておいて、それで経過措置料金については、これはあくまで例外的なものだから、いつまでも続けちゃいけないなどと言い出して、早ければ3年後に解除しようとするなど、余りにもバランスを欠いているのではないかと。

私は、必要条件として、少なくとも経過措置料金が最も必要な、ある意味でコストとの乖離の可能性が最も大きく、また託送料金の透明性も、最も必要であるような大手3社について、厳格

な査定がされる前の段階で、経過措置料金を外すなどというようなことは、あってはならないことだと思うし、もしそんな議論を始めるとするならば、それは一体誰の方向を向いて議論をしているのか。事業者にとって都合の悪い暫定的な措置は一刻も早く解除しようとして、事業者にとっても都合の良い緊急避難措置はいつまでも続けようとしていると勘ぐられかねないひどい議論の整理になっている。私は必要条件として、少なくとも大手3社については厳格な査定をやり、もちろん拡張するというか、その成果を横展開して生かすということは前提ではあるわけですが、そこが行われる前に、経過措置料金を解除するなどということを今安易に決めることは、私は根本的に間違っていると思います。

したがって、今回出てきた事務局の提案というのは、もちろん今言ったような緊急避難の措置の解消が非常に速やかに行われれば、この事務局提案のスケジュールも合理的かもしれませんが、それを条件としてきちんと加えるべき。少なくとも大手3社について、もっと多くの事業者という人がいても反対はしませんが、大手3社について、そのような異常な状態を脱する道筋が見える前に、それができなければもちろん他事業者への横展開の可能性の道筋も見えないわけですから、これを解除するという提案には賛成しかねます。

これについては、この後の同時同量のところにも同じことを言うことになると思います。共通のことですので最初に申し上げました。

以上です。

○山内委員長

今おっしゃった、ヤードスティック型の議論をして、そして託送料金についての審査。仮にそれだとしてというような前提で、今回の経過措置料金の解除問題というのは、大手3社についてどういう状態になったらというようなことをおっしゃっているのか。

○松村委員

厳格な査定が終わってからということですか。

○山内委員長

今回、託送料金のあれをして。厳格な査定をするというのはどういう理由で、どのタイミングでという。

○松村委員

もう一回言いますね。ヤードスティックしかやらないということは、前にも指摘しましたが、本来なら、ネットワーク部門に入っていないといけないようなコストも、業界全体で積まれていれば査定できない。この問題の解決の糸口もない状況では、結果的に入っていない費用が入っている可能性がまだ残っている、極めて不透明な状況が続くわけですね。更に厳格な査定の重

要な役割は、電気のところでは山内先生もご経験になっているのでわかっていると思います。厳格な査定を行えば、例えば料金の文脈ではこういう主張だということを言いながら、ルール設計の文脈では矛盾したことを言うとかということが次々と明らかになってくれば、当然そんな無体な要求、自分たちに都合の良いが辻褃の合わない無体なルールの提案などできにくくなるわけですよ。圧倒的に透明性は高まる。それで十分かどうかはともかくとして、高まるのは間違いないわけです。

それに対して、電気に比べて明らかに不透明な状況で自由化が始まることになってしまった。競争基盤が十分整備されているか怪しいという状況で始まる。経過措置料金を外すというのは、ある意味で競争というのがちゃんと機能して、それでもう心配なくなるということで外すとかということのはず。どうしていくつかの指標を見ただけで競争が機能して心配なくなるなどと安易なことが言えるのですか。

自由化のもとでは、本来は価格は自由に設定できるはず。その原則に反した経過措置は一刻も早くなくすべきだというのは一見正論に見えるかもしれないが、他の所に関する主張とコンシステントなのか。そんなことを言うなら、緊急避難でやるようなものは、一旦それで自由化を始めるとしても、緊急避難なのだから尚更、一刻も早く解消すべき問題ですよ。だから、そちらの解消の道筋を示すことが終わってから、経過措置の解除はすべきことではないのか。経過措置解除にはそういう条件をつけるべきではないかという意見です。

○山内委員長

そのご主張はわかるんだけど。松村委員がおっしゃっているのは、少なくとも大手3社については厳格な査定をしろということですね。

○松村委員

違います。それは前回完全に決着したかどうかわからないのですけれども、事務局も多くの委員もやらないという方向にするつもりですよ。だから、今から蒸し返して、それをやれと言っているわけではありません。しかし暫定的・緊急的にそうしているわけだから、そちらが解消される道筋ができてから経過措置の解除を考えるべきと言っているだけです。

○山内委員長

なるほど、わかりました。そうだとすると、まず今回これで議論する。例えば3社以外のところについては、そうしたらこれも議論してもいいの、それも駄目なの。

○松村委員

違います。大手3社に限定してやればいいという主張なのではなくて、大手3社についてそれをやれば、かなりの程度の知見というのが生まれて、ほかのところでも無体なコストというのは

入れにくくなるというようなことを当然に期待しているわけです。

したがって、ほかの会社でも、その会社の厳格査定が終わるまで駄目だというのは行き過ぎなのかもしれないけれども、大手3社について行われれば、それが横展開して、より透明になる第一歩になるわけです。その第一歩も踏み出さないうちに、経過措置料金規制は暫定的なものだからさっさと解除しろという議論は、余りにもおかしいのではないかと、業界の利益保護に偏っているのではないかと主張です。厳格な査定が終わったところから順次外していけとまで言っているわけではありません。

そのような緊急避難というようなものにまだ手がつかないという時間感覚のもので、暫定的なものだから経過措置料金規制をさっさと外そうという議論はおかしいのではないかとやっているだけです。第一歩を踏み出す、道筋を示すというのが、少なくとも大手3社についてはきちんと査定されること、というつもりでした。

○山内委員長

ということは、今回はヤードスティック的な査定でもしやっただとして、ある一定期間をおいたら、その申請も何もないんだけど、もう一度3社については厳格な査定をしろということですか。

○松村委員

はい。今回やったのは緊急避難なわけですね。これは本来の姿じゃないということが資料でも出ているわけですね。いつかはやるということになると私は思っているんですけども。

○山内委員長

それは、例えば値上げ申請があったら当然もう一回やるんだけど。ヤードスティックかどうかは別にして。厳格にやるかもしれないけれども。どういうきっかけでということですか。時間をおいてということですか。

○松村委員

時間がないから、緊急避難的にこの制度にするわけですね。我々は、前回の議論でもそうですが、これが正しい姿としてお墨付きを与えたものではないのだから、当然に将来やるべきだと思います。

それは、値上げ申請があったときには、当然制度上やるわけですね。だけれども、今の電気の例でもわかるとおり、中国電力も、北陸電力も、沖縄電力も、値上げ申請したから厳格な審査をしたわけではありません。新しい制度が始まる段階で、ちゃんと査定したわけです。ガスについては本来やるべきそれをスキップするわけですね。

○山内委員長

来年の自由化に向けて、一度託送料金の審査をするんだけど、それはこの間議論したようにヤードスティックでやるとして。それが終わった後でまたやれという意味ですか。

○松村委員

はい、当然そうだと私は思っています。

○山内委員長

そういうことですか。それはどうなんだろう。

○藤本ガス市場整備課長

前回もご議論をさせていただきましたけれども、制度上は暫定的な認可、あるいは仮の認可といったことは予定されておられませんので、値上げ申請もないままに別の審査を行うというのは、なかなか難しいのではないかと。

一方、例えば大手3社だけを、このタイミングで別の方法で審査をするというのも、法律が想定をしていないのではないかとというのが我々の考えであります。

○山内委員長

ということであるので。「暫定的なものである」という意味は、内容的には不十分だという合意があるというのは私は前回言いましたけれども、そういうことだと思います。

ただ、これを審査をして認可するということは、今、法的な手続を踏むということではあるとは思いますが、皆さんのお考えで、ここで法律を変えてでもということであれば、またあれでしょうし。それは皆さんのご意見だと思います。

それともう一つの問題は、もし仮にそうだとすると、その経過措置料金をどういうふうにするかという議論をしてはいけないというのは、ちょっとおかしな気がする。

○松村委員

議論するのがおかしいとは思いません。解除のタイミングを言っているだけです。そちらのことを、緊急避難をうっちゃらかしておいて、こちらのほうは、本来の趣旨から外れているのだから一刻も早く解除というのは、どう考えてもバランスを欠いていると言っているだけです。

○山内委員長

いずれにしても、客観的な基準としていいかどうかという議論はあり得るというふうに思います。

ということで、議論としてはスタートしたいと思えますけれども、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○松村（知）オブザーバー

ありがとうございます。簡易ガス事業についても指定基準の案が示されておりますので、意見

を申し上げたいと思います。資料10として提出していますが、簡潔にポイントだけ申し述べさせていただきます。

簡易ガス事業は都市ガス事業と違うというところを、明確に実態をご理解をいただきたいと思っています。もともと100%を前提に団地造成しているわけでありまして、極端に言うと、100%を下回っていれば、もう競争が既にあるというふうに私どもは理解をしています。仮に、ここでいうシェア、利用率が七、八十パーセントで「かなり高い」と言われても、じゃ、残りの2割、3割は、やはり競争があるからそれになっているわけでありますから。50%以下にならないと競争が十分でないというのは、なかなか理解できないところであります。

たまたま、これは実際に、その目的のためのものじゃないかもしれませんが、いわゆる市場シェア理論の目標値では、絶対的な、安定的な地位というところでは73.9%と言われているわけです。その辺まで行けば、まああるいはという、規制なき独占というような話にもなるのかもしれませんが、仮にその場合とすれば、この第1ステップの50%超というのは、70%超というぐらいの感じでないとおかしいのではないかというふうに思っています。

それから、あとは技術的なところもありますけれども、やはり簡易ガス事業者は、非常に小規模なところが多いわけでありまして、全ての団地について、計算する際の空き家というものまで把握しているわけではありません。あくまでも家が建って、そこでガスの供給の申し込みがあって、お客様として管理をするということなものですから、それを報告で求めるとおっしゃっても、義務づけられても、出せるところもあるだろうと思いますけれども、全ての事業者が出せるかどうか。

さらにステップ2の過去3年間の獲得件数、離脱件数等々は、正確に記録しているわけではありませんので、その辺を求められても非常に厳しいと思います。非常に大きな負担を強いるものだというふうに思っています。

そういう意味で、一応2段階あって、ステップ1というのが一応その絞り込みのための基準だとすれば、それは既に許可地点数という数字があるわけですから、それを使った形でやってもいいのではないかというふうに思っています。

この事務局の案をそのまま適用すると、ステップ1のところだけしか今は評価できませんけれども、恐らく三千数箇所という団地が指定されかねません。そうしますと、この数字を見て、どうして例外的措置と言えるのかという感じがいたします。

簡易ガス団地は、一町内会の単位にもならない小さい団地もたくさんあるわけです。それをもって都市ガス並み、類似ということで同じ基準を持つてくるのがいいのかどうかということ、ぜひ考えていただきたいと思っています。やはり、都市ガス並みということであれば、少なくとも

も都市ガスの需要家総数に応じた、それ並みというぐらいのところを考えるとといったようなことで、ぜひ指定基準についてはもう一度考え直していただきたいと思ひますし、それから将来の数年後の姿を考えると、一般ガスの供給区域内に小さな団地が幾つかある。その中には都市ガスの導管も入っている。そういう競争の中で、片方は全部自由化になっているけれども、その一部のところだけがLPを導管で供給しているから料金規制をするというふうな、おかしな状況になるんではないか、出てくるんではないかというふうに思っておりますので、簡易ガスの実態、事情ということをよくもう一度考えていただければ大変ありがたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにいかがですか。

大石委員どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。それでは、資料11として出させていただきますが、先ほど二村委員がおっしゃってくださった内容が主で、それに少しプラスして意見を述べさせていただきます。

やはり、二村委員がおっしゃったように、事業者さんたちにとっての自由化と、消費者にとっての自由化というのは、かなり受け取り方に違いがあるのではないかなと思っております。この4月からは、まず電力が全面自由化されるわけですが、その電力の自由化に向けて既存、新規の小売事業者からいろいろなプランが出されております。と同時に、消費者からは、いろいろな質問が出始めております。電力取引監視等委員会においては、そのような消費者の疑問に対してQAを作成して、自由化がスムーズに進むよういろいろと手を尽くしてござっております。その問いの一つに、「自由化後に電気料金がどのように定まるのか。本当に安くなるのか、高くなることはないのか？」という質問があります。

この問いに対する答えとして監視委員会では、「競争が不十分な中で電気料金の自由化を実施すると、結果として電気料金の引き上げが生じてしまうおそれもあります。このようなことのないよう、消費者保護のための経過措置として、競争が十分に進展するまでの間、少なくとも2020年3月までは現行の規制料金も存続させることとしております」と記載しています。

このQAを、来年の都市ガスの自由化に応用するとした場合、どのような回答を出すつもりでしょうか。もし、今事務局からご提案された条件で、数値だけを見て、安易に経過措置料金を解除すると、結果としてガス料金の値上げが起きることが想定されます。その場合も、「都市ガスの利用者というのはLPガスやオール電化に変更が可能です。規制料金を外しても嫌なら他の燃

料に転換できるので問題はありません」というふうを書くのでしょうか。そのあたりのところ、同じエネルギーとして、電気も、都市ガスも、LPガスも石油も、消費者にとってはどれも大事なエネルギーですのでエネルギーごとで不公平なのはおかしいと思っております。電気は残すのに、なぜ都市ガスだけは、最初から経過措置料金の解除ありきなのかというところを大変疑問に思います。

それからもう一点。私からの要望に対して、平成25年度の供給区域内普及率の実績を資料7としてご用意いただきまして大変ありがとうございます。ただ、私がこの資料の提供を求めたのは、当初、事務局から規制料金の解除は事業者別に考えるということだったからです。同じ事業者が担当していても、このように地域ごとに都市ガス普及率に差があるわけですから、そこは、区域ごとに見ていく必要があります、確実に競争が起こっているかどうかの確認はできないと考えております。ですので、数値としてやはり皆さんに知っていただきたいと思い、事務局にこの資料をお願いしました。

なおかつ、この資料に書いてある普及率について、都市ガス普及率を使うのはおかしいのではないか、都市ガス利用率を用いるべきだという事務局からの指摘がありますが、やはり利用率を実際に出せるかという、これは数値として経年比較できる統計がありません。事務局からご用意いただいたものは単年度の供給計画だけですが、実は、これは25年度の供給区域内、普及実績、その先の計画も含めて3年間の数値が出ております。ということで、例えば一般の住戸がその地域でどれだけ増えて、その中で都市ガス使用者がどれだけ増えたか減ったかということが、数値で確認できるという統計になっています。また、メーターを残しているというのは、たとえ空き家になったとしても、また次の人が入ってきて都市ガスを使う可能性があるからだと考えれば、やはり都市ガスの実態をみるためには、利用率を見るのではなくて、都市ガス普及率の推移で見ていくのが妥当だと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。何人かの方にご発言いただいた後で、質問なり何なりを事務局あるいは関係者からしていただくということにします。

どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

この都市ガス利用率50%というのは、独禁法というか、独占率が一応50%を上回っているとのことで、やはりまだ独占しているという一般的な数字としては妥当なんじゃないかと思えます。ただ、今需要家の立場から考えると、この経過措置料金規制を外しちゃうと一挙に料金が上げる

んじゃないかとか、そういう懸念があるというのも重要な視点だと思います。

けれども、逆に、今度は事業者の立場で考えると、50%をベースにしてステップ1で規制料金をかけるか否かは、大手の企業は競争が激化して、それなりに努力をするでしょうからいいと思う。ただ、よくチェックしてみないとわからないのですが、50%という値を決めたときに、206者のうちどの程度の、例えば半分ぐらいがこの経過措置料金規制の対象になってくるということになりますと、非常に小さな、例えば顧客が数百軒とか、そのぐらいのオーダーの事業者が規制料金をずっと続けなきゃいけないというのは、かなり企業の存続にも影響してくる可能性があるんじゃないかと私は思っています。ですから、50%というのは容認したとして、事業者の規模というのも、少し経過料金を続けるか否かの要素に加えるような考え方はできないのだろうかという提案です。

以上です。

○山内委員長

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございます。この経過措置料金について、最初に1点確認がございます。経過措置料金規制を受けた事業者が、仮に新たな料金でのサービス、つまり規制料金のメニューよりも低価格で良質なサービスを提供しようとした際には、私の理解では、今までの委員会でもそのように整理されていたと思いますが、そうしたアクションは自由であるということですよ。その「自由」という意味ですが、新しい低価格のメニューを提供するのは自由だけれども、規制措置があるということで、例えば、監査だとか、あるいは原価について厳格に出さなければならない、といったようなことがあるのであれば、事業者側としては、面倒くさくなってしまい、なかなか新しいメニューが出てこない、ということになりかねない。

経過措置料金規制を受けてしまった企業が、規制料金以外のメニューを提供しようとしたときの原価査定等について、どのようになるのか。手間がどうなるのかについて、まずは確認させていただければと思います。

2点目です。大石委員や消費者の方々の、経過措置が外れる、あるいは経過措置指定がないと値上げがあるのではないかと、というご心配は、そのとおりだと思います。ただ一方で、先ほど、柏木委員がおっしゃったように、事業者が様々な創意工夫をすることにより、消費者の方々に自由に新しいメニュー等をご提案していただくことも重要なポイントでもあります。もちろん競争という観点もありますが、これまで事業者が大切にしてきたお客様に対してより良いサービスを

提供し、お客様に選択していただく、ということが重要であると、何度も議論されてきたと思います。

そうした中で、今回の経過料金措置のご提案ですが、指定をする時点、つまり入り口については、このご提案でいたし方ないのかなとは思いますが、解除については、松村委員は解除せず、ずっと続けるというお話ではありましたが、私はできるだけ早く解除したほうが良いと思っております。ですが、その解除は期間による判断ではなくて、やはり競争等の状態で解除すべきだと思っております。

今回のご提案では19ページから20ページまで、解除基準となる4つの状態が書いてあります。事業者さんの努力についての話も出ていましたが、今回ご提案の解除基準を拝見しますと、かなりシェアを奪われる、あるいは代替エネルギーに市場を取られた後にならなければ、経過料金措置を受けた事業者は自由化に移行できないということになってしまうように見えます。

事務局がご提案になっているスイッチングの量をみるというのも一つあると思いますが、最終的には、先ほど大石委員のメモにもありましたけれども、価格が上がっているかどうか、ということも一つポイントとなるのではないのでしょうか。独禁法上は、価格領域には踏み込まないと整理されているのは理解しておりますが、一方で今回は、消費者の方々が価格に対して大変心配しているという背景もある。

例えばですが、その事業者が経過措置料金と比較した場合にどれだけ価格を下げたか。ヤードスティックでグループ分けをしたと思いますが、そのグループ内における、自由化を満喫している事業者と比較した際に、当該自由化事業者の価格の平均と比べて経過措置が課された事業者の価格の方がまだ低いだとか、同程度だとか、例えばそういうことであれば、ビヘービアは既に消費者に向いているということの見方もできるかもしれないと思いました。このような評価の仕方もあるのではないのでしょうか。

価格が上がっている限りにおいては、経過措置を外していくというのは、私は少し難しいのではないかと思います。新規参入事業者が何社いても、結果として従前とサービスの内容が変わらずに価格が上がってしまうのであれば、それはどうなのかと思います。

最後に質問ですが、エリアについてです。事業者ごとに認定するということですが、飛び地のエリアで事業を展開している事業者も存在しているわけですが、エリアについてどのように考えれば良いか、イメージを教えてください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。もし、今ご発言ないようでしたら、一度ここでお願いいたします。コ

メントもありましたんで。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。幾つかご質問、コメント等にお答えしたいと思います。

まず、競争状態としまして、都市ガス同士を比べるべきというお話もいただきましたけれども、実際には、まさに都市ガス普及率なり利用率なりという数字がありますように、かつこれが100%になっておりませんように、供給区域で供給義務があるにもかかわらず、他燃料を選んでいる需要家がいらっしゃる状況にはあると考えています。都市ガスについては、競争は都市ガス同士だけではないところでも生ずるといふことだと考えます。

それから市区町村ごと、狭い区域に分けて経過措置料金を課すか、課さないかを判断すべきではないかというご指摘をいただきました。こちらにつきましては、既に資料にも書かせていただいておりますとおり、現状は区域ごとではなくて、事業者ごとに全てのエリアで統一の料金を設定しているというのが現状であると認識をしています。

こうした中で、仮に地区ごとに経過措置料金を外したり、かけたりしますと、残された区域での料金が、場合によっては上げることになるといったことも生じるのではないかと考えています。そこからすると、経過措置料金は激変緩和措置、料金が上がることを防ぐための措置であるといふことを考えますと、事業者ごとに判断をすべきではないかと考えます。

それから、競争状態の判断ですけれども、都市ガスの競争相手であり得る、例えばオール電化にしても、LPガスにしても、基本的には面的、一体的に事業を行われていまして、この地域だとほかの燃料は選べないとか、この地域だとオール電化を選べないといったような状況にはないと認識しています。そこからしましても、区域ごとに分けて判断するのではなく、全体で判断をすべきではないかと考えているところです。

それから、今の関連ですけれども、別の燃料を選ぶ場合に、どの程度の初期投資が必要かというところも見るべきと思いますが、例えば都市ガスからLPガスに転換をする場合は、基本的には都市ガスの配管をそのまま使うことが可能だと認識をしています。そういう意味では、大規模な投資が必要ないということかと思えます。

電気につきましても、もちろん切りかえの際に初期投資というのは必要になりますけれども、それによって電気料金が下がるといったようなこともありまして、例えば、二、三年で回収ができるといったような状況にもあるかと思っています。ここは正確に二、三年かどうかというところはありますけれども、初期投資が大きくて、何十年もたないとその分は回収できないという状況ではないのではないかと考えています。

続いて、規模別に検討できない中小の事業者については、あるいは簡易ガス事業者については

別の判断もあり得るのではないかというご意見をいただきました。こちらは、規制なき独占という状況を防ぐという観点からしますと、仮に規模が小さくても、規制なき独占の状況になっているケースというのにはあり得ると思っています。

もちろん、論点にも書かせていただいていますとおおり、今回挙げさせていただいた基準のみが提案とは思いませんけれども、例えば、規模が小さいから一律に経過措置はかけないことにするといったようなことは、難しいのではないかと思っています。実際に、今回提示をさせていただいたストック基準、フロー基準だけでいいのかどうか。あるいは、そのカウントの仕方が適正かどうかということ、引き続きご議論いただければと思います。

それから、利用率で見るのか、普及率で見るのかという点でございますが、実際に空き家になっているケースには、さまざまあり得ると思います。ご指摘のとおり、例えば一回空き家になっても、また次の人が入ってくるケースもあろうかと思えますし。あるいは、空き家になって誰も住まなくなっているといったようなケースもあろうかと思えます。

そこからしますと、実際に経過措置料金規制をかけるかどうかという判断は、都市ガスを使っている、契約をしている人の数で見るべきではないかというのが我々の今のご提案でございます。メーター数ではなくて、調定件数で見るべきではないかということでございます。

それから、引頭委員からのご質問ですが、電気で既に今まさに起こっていることですが、確かに経過措置料金規制が課された後も、自由料金メニューを用意することというのはできます。こちらは料金の中身について、約款の料金と同じような厳格な審査というのはなされない形となります。

ただ、例えば、高い料金メニューを設定することというのも制度上は可能なんですけれども、こちらは恐らく選ぶ人がいないだろうということから考えますと、例えばリバランスのようなケースの自由度というのは、やはりその経過措置料金規制がかかっているときと、完全に自由になったときというのは変わってくるということだと考えます。事業のダイナミズムは、経過措置料金規制がかかったときと外れたときというのは、変わってくる可能性があるというふうに考えます。

それから、料金が上がるということというのが問題であるというご指摘がありましたけれども、まさにそういった事態を防ぐために事後監視のスキームをご提案させていただいています。経過措置が外れた後、時限的に、例えば3年間については、標準的な家庭の料金は監視をすることにして、合理的でない値上げがあれば業務改善命令等で対応するといった形をご提案させていただいています。

以上です、ありがとうございました。

○山内委員長

最後に。

○引頭委員

ありがとうございます。ご説明の最後のところですが、私が伺いたかったのは事後監視の話ではなく、経過料金措置の解除の要件の話です。価格の低下が確認できて、競争状態になっているかどうかは少しまだ疑問かもしれないけれども、価格低下を通じて消費者に対して安心を与えているというような場合には、経過措置解除要件となる可能性があるのではないのでしょうかという趣旨です。事後監視については、先ほどは言いませんでしたが、期間が3年とありますが、本当に3年で十分かどうかについて疑問があります。

○山内委員長

それはあり得るかもわからないけれども、解除してもらおうと思ってずっと安くしちゃおうというビヘービアになるかもわからないですね。ぎりぎり解除になるかもしれないので、引頭さんがおっしゃったように、値段が下がっていったら解除しますよという条件をつけておくと、そのために下げるという行為が出てくるかもわからないね。

○引頭委員

そうですね。

○山内委員長

だから、いろいろ考えなきゃいけないと思う。そういうことだと思う。

松村委員どうぞ。

○松村委員

まず、既にお答えになったので問題ないかと思いますが、引頭委員が自由料金について、何かコストとかの関連で余計な口出しされると足かせになるとの懸念だと思いますが、そのようなことは、およそ想定もされていないし、実際にされないと思います。今まででも、例えば選択約款という格好で、ある程度料金はつくれた。それも一応合理的に説明できる範囲というのは、そちらのほうは規制料金の範囲なので、名目上はそういう縛りはかかっていた。でも実際に、その状況ですらほとんどチェックしたことがなかったわけです、今まで値下げ届け出制で。業者の言うことをほとんど完全にノーチェックでした。この点電気もガスも同じ。オール電化料金とかという、どう考えたって合理性があると思えないようなものだって、「合理性があります」と事業者が言ったら通っていた。フォーマルに制約を課しているときですらそうだったのに対して、これからはフォーマルにそういうことを要求しないというルールにするわけですから、いずれにせよ経過措置料金があって、ほかの料金がついて、規制のかかる経過料金以外の料金が、コストペー

スになっているのかどうかなどということは言われることはないだろうし、言われることがあってはならないと思います。その点については安心していただいて結構だと思います。

次に、解除について。市町村単位かどうかという点に関して、今回は事業者単位というご提案だったわけです。私は、その理由はいま一つよくわからなかったのですが、確実に理解できた理由が一つだけあった。今まで市町村単位で規制料金をつくっていないじゃないか。そうすると、大阪ガスだったら、大阪でも京都でも滋賀でも供給することを前提にして、全体でコストを回収するように料金をつくっていた。京都だけ取り上げるとかというようなことをして、その地域限定の規制料金を新たにつくれとかと言われてもとても困るという点は、一応理解できました。

ということは、今まで、例えば飛び地とかで料金を分けていたケースに関しては、今の問題はない。もともと事業者が頭の整理として違うところとして整理していた、だから違う料金を付けていたわけだから、今まで料金を分けていたところについては、その単位でお願いします。恐らくご提案は、京都でも大阪でも同じ料金をつけているというスタイルの事業者がほとんどという頭の整理で言われたのだと思いますから、今まで料金を変えていたところは別立てでお願いします。

それから、次に解除に関してです。例えば、10%のマーケットシェアをとる競争者が現れてその事業者に余力があれば解除、という提案があった。しかも、この根拠として独禁法が言及されていたかと思います。例えば企業結合審査でも、確かに45%のシェアと45%のシェアのところを合併して、でも10%を持つ強力な競争者がいて、なおかつそれが相当に余力を持っていて、合併したところはむやみに価格を上げたとすると、きっとシェアを一気に食われるだろうというようなときに、90%でも認めるという例があったのは間違いない。その点では嘘だとまでは言わない。しかし合併審査で、10%のマーケットシェアを持っている強力な競争者が同じ市場にいれば、ノーチェックで合併を認めるなんていうことは絶対にあり得ない。そうすると、これは解除要件として10%のシェアをとっている人がいれば、もうオーケーという非常に緩い要件を提案しておいて、根拠として独禁法を挙げるのは、幾ら何でも引用としてはおかしい。参照するものとしておかしいのではないか。「10%しかないから全然競争的ではないから、問題外で駄目と決めつけるのはおかしいですね」というつもりならいいと思うのですが、これを基準にして、これを満たしたらオーケーというのは、幾ら何でも消費者にとっては恐ろしすぎるし、事業者に甘すぎる。

やはり、もし解除するとすれば、ガスのシェアも含めて総合的に判断して解除する。あるいは、その料金というのが十分に下がってきて、もうほとんど経過措置料金は形式になっていて、新規

参入者のシェアは僅か10%で、形式的にはとても競争的に見えないが、経過阿蘇値規制がなくても大丈夫そうという状況が安定的に続きそうであれば、解除することはあっても良いと思う。この程度の意図ならご提案は正しいと思うのですけれども、これだけが満たされたら解除して良い等という提案なら問題外。しばらくの間は総合判断で考えるべき。その総合判断に際しては、先ほど言ったことをもう一回蒸し返しますが、もし万が一その局面でもなお大手3社ですら厳格査定がされておらず、託送料金体系がまだ不透明であるならば、その点も重要な考慮要素としてきちんと考えていただきたい。査定に関して本来あるべき姿から大きく乖離しているのをうっちゃらかしておいて、こっこのほうだけ、経過措置料金規制の方だけ、形式基準を満たしたら一刻も早く、実態も見ないでも解除するルールを今から整えようなんていうことを一生懸命やっていると、一体どちらを向いてルール設計をしているのか、消費者の利益を考えないで事業者の利益だけ考えているのかと言われかねない。ここはしばらくの間、指摘があった価格とかというのも重要な要素だと思いますし、新規参入者のシェアというのも重要な要素だと思いますし、長期的な傾向も重要な要素だと思いますが、しばらくは託送制度がどこまで透明で中立的になっているのかも含めて総合判断ということにして、その後、これではいつまでたっても解除できないということであれば、もう1ラウンド仕切り直して考えるという整理が妥当だと思います。今の段階で解除のための十分条件をかつちり決めてしまうというのは時期尚早、他の重要な点を緊急、暫定的に先送りした張本人がこの点だけ急いでやろうとするのは明らかに偏った議論だと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、橘川委員、ご発言どうぞ。

○橘川委員

先ほどの山内委員長と松村委員のやりとりを聞いていて思ったんですけれども。前回、託送のところ保留みたいなことを言ったんですが。考え方としては、17年4月の全面自由化の前の時点で、大手3社について、YSではなくて個別審査をする、中国電力と北陸電力と同じような扱いをするというやり方は不可能なんじゃないでしょうか。そうすると大分話がすっきりするんじゃないかなというふうに思います。

それとの関係なんですけれども。そこをすっきりさせた上で、私はどちらかというと、経過措置はなるだけないほうがいい。そのかわり、事後チェックはちゃんとやったほうがいいというふうに考えます。それが自由化の本来の考え方で、競争のダイナミズムを可能な限り最大化するという解だとすると、そういうことになるんじゃないかと思います。

二村さんが言った中で1点だけ支持できるのは、都市ガス対都市ガスの競争は、やっぱり重要などころがありまして。このよくわからない45度線でいきますと、多分、この間ちょっと事務局から聞いたところだと、20社ぐらいが経過措置の対象になるんじゃないかというお話ですけれども。そうすると第1グループ3、第2グループの中の6分の3ということは、第3グループと第4グループで14ぐらいになると思うんですけれども。特に、関東の第3グループにおいて、その線のどっち側に行くかによって、片や経過措置が残り、片や経過措置が残らないという状況になったときに、都市ガス間の競争でえらい不利な状況が生じるのではないかと。その「不利な」というのは、先ほどから話題になっていますけれども、リバランスが自由にできない。経過措置の会社が、そのリバランスによってトータル値下げをしてこようというような戦略を打てなくなるというようなことが起きるのではないかと。そういう意味では、都市ガス対都市ガスの関係も見ておかなきゃいけない。

ただ、だったらどうすればいいのかと言われると、私は、むしろそれは解除を頻繁にやったほうがいいんじゃないかと思います。解除かどうかのチェックを、競争状態がどうなったかというのを3カ月に1回ぐらいちゃんとやって、解除を見ていくというような話にしたほうがいいんじゃないかと思います。

解除の件は、ここは少数意見みたいなんですけれども、ともかく経過措置はなるだけないほうがいいのではないかと思います。例えば、今の問題になった独禁法の10%も、何で小口需要家の10%と考えるのか。多分、大口需要まで含めたトータルの10%と考えると、二重導管問題とかかわるんですけれども、大分様相も変わってくるんじゃないかと思います。

それから、電力は、多分法的分離で、一応経過措置をなくすという話になっていると思うんですけれども。都市ガスのほうは、法的分離で経過措置がどうなるのかというのがよくわからない。そこも聞きたいなと思いますが、むしろ、そちらは割と頻繁になくす方向で考えて。そのほうが競争が活発化すると思います。

一方で、事後措置は、やっぱり料金が上がっているかどうかというのは、むしろ3年でやめないで、ずっと見続ける。原発のバックフィットじゃないけれども、それで引っかけたらまた経過措置の対象にするみたいな発想で考えたほうがいいんじゃないかと。

つまり、まとめますと、託送については、やっぱり大手3社については、中国電力と北陸電力と同じ扱いにしたほうがすっきりするんじゃないかと。それが前提の上で、経過措置については、なるべく軽くする、それで解除しやすくする。一方で、事後チェックについては、むしろずっと見続けて、再び経過措置の対象になるということもありと考える。こういうようなパッケージがいいのではないかと、皆さんの議論を聞いていて思いました。

以上です。

○山内委員長

次は草薙委員ですね。

○草薙委員

ありがとうございます。先ほどの橘川委員のご提案とも関連すると思うんですけども。資料8の25ページに原則論が書いてありまして、一番上のところですが、経過措置料金規制は他燃料事業者等との適正な競争関係が確保されていないと認められる場合にのみ課せられるべきものであり、当該規制の対象となる事業者の範囲がいたずらに拡大することは避けなければならない。また、仮に経過措置料金規制を課せられた場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められた場合には、過剰な規制をいたずらに継続させないという観点からは、これを速やかに解除することが適当ということであります。

かつて考えられておりました都市ガス利用率75%という案に比べまして、現在の案ですと、経過措置料金規制における指定事業者というのは相当数、40程度以上ぐらいはふえるだろうというふうに聞いております。このこと自体は、小売全面自由化のインパクトがそがれるということの意味しかねないと考えます。

そこで、競争により事業者の創意工夫を引き出して、小売料金の低廉化を導くという小売全面自由化の趣旨が達成されるように、この25ページから26ページにありますような検討を進めるべきだと思っております。

引き続き検討すべき主要論点として事務局は4つ挙げておりますけれども、ほかにもあり得るということかと思っておりますけれども、そのところをしっかりと考えて決めていくべきというふうに考えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

これから二村委員、深山委員の順で発言いただきます。

○二村委員

ありがとうございます。先ほど説明させていただいた意見の中にもありますけれども、再度強調したい点が1点と、それからお願いが2点あります。

一つは、集合住宅とか賃貸の場合というのは、事実上住んでいる人には選択権がないという状態です。この点はLPガスのほうでも再三問題になっておりまして、こちらのほうも検討が始まっておりますけれども、この点についてどのような対処を考えられているのかということについて

て、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

それから、事後監視の件ですが、これも3年という時限措置の根拠を、なぜ3年なのかということをお示しいただきたいと思います。基本的には、自由な市場とはいってしましても、生活に必需なものでありまして、大変消費者にとっては大きなものです。このところを全く、国とかそういうものの関与がなくていいのかということについて、3年が過ぎたら、もうそれは大丈夫だということの根拠を、ぜひご説明いただきたいと思います。

それから、1点のお願いといたしますか、提案として、やはり一旦経過措置を解除したとしても実際には、競争状態でないような状態になってしまった場合には、やはりもう一度もとに戻すというようなことも考えるべきではないかなと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、深山委員どうぞ。

○深山委員

経過措置料金規制の適用範囲については、ご提案なりご議論があるように、まず最初にスタートする段階で、どの範囲で指定するのかという問題と、その後、解除する基準がどうなのかというふうに一応分けて考えられるし、そういう提案になっております。

指定のところでは、従前の75%を少し修正をして、まず50%という第1ステップを置いて、いわば50%以上、実質的には50~75%ぐらいが対象なのかもしれませんが、そのあたりは、もう少しきめ細かく見ようということで今回の提案になっていると思います。また、今回の提案も、さらなる考慮を要する点があるということも視野に入れているようですから、基本的な方向としては、これでいいんだろうなというふうに思っております。

ただこれも、それこそスタートに向けて限られた時間の中でやるという現実的な観点も踏まえて考えると、このような切り分けで指定をした上で、やはり問題はその後、今後のほうが重要です。ご提案は、指定のところの基準を、指定をするかどうかの基準の裏返しで、その要件が外れたら解除するというふうになっております。

これは、論理的には一つの理屈だとは思いますが。指定するかどうかのときの判断基準の裏返しで解除基準を決めるというのは、論理的には正しい面があると思うんです。しかし、必ずしもそうでなきゃならんのかなという疑問もありますし、きょうも大分議論が出ていたように、解除については、いろんな意味で慎重にすべきだというのは、そのとおりでと思います。なので、やはり解除について全く同じような、指定基準の裏返しの理屈である必要は、必ずしもないだろう

ということが一つ申しあげたいことであります。

他方で、私も、基本的には自由化ということが前提になっている議論ですから、自由競争というものをなるべく導入するような制度づくりが本来望ましいだろうという原則は、確かにあるだろうと思います。そういう意味では、いたずらに経過措置を適用する、当てはめるということになる、自由化とは逆方向の制度というふうになるので、それはそれで、解除の時期をいたずらに遅くするのも問題だろうと思います。

さらに、もう既に同じようなご意見がありましたけれども、解除した後、あるいは最初に指定していなかった場合でも、事後監視がやっぱり一番重要だと私も思います。制度的には、指定をしないとき、あるいは指定を解除してしまえば、単発の業務改善命令で対応するしかなくて、また指定に戻るとするのは、法が予定していないのかなという気がしなくもないんですが、仮にそうであったとしても、事後的に、いわゆる不当な値上げがあれば改善命令で是正をする。これは、同じような意見がありましたけれども、3年に限る必要はないし、むしろ継続的にチェックをしていって、是正すべきものは是正するということで、自由競争を一方で認めつつ、それを常にチェックをしていく、監視をしていくというようなことをセットで行わないと、正しい自由化にはならないだろうという気がいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

これから大石委員と橋川委員なんですけれども。時間があれなので、少し簡潔にご発言願えればと思います。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。これまで先生方からもお話が出ているので簡潔に申します。

経過措置料金規制の判断について、事務局からは事業者別という提案ですが、やはり私はそれには反対です。平成27年1月に出されたガスシステム改革小委員会の報告書にも、「本来需要家の利益に害する事態を生じさせないように現行の供給区域内での競争状況を個別具体的に分析しつつ、きめ細かく判断していくことが適当である」と書かれております。

それも含めまして、やはりどの単位でみていくのかは具体的にこれから検討していくと思えますけれども、同じ事業者が担当していても、地域によって都市ガス普及率が大きく違っているなかで、事業者別というのはありえないと思います。

それからもう一点。資料としてお出ししている資料11の裏面に書いてある内容です。経過措置

料金規制が課されない旧一般事業者の事後監視について、先生方からも「3年はどうなのか」というお話がありましたが、私が入る前のこの会議で、既に、「これは恒久措置として事後必ず置いておく」という発言が、前課長からあったと議事録に書いてありますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、橘川委員どうぞ。

○橘川委員

何となくこの議論の前提というか、原点が忘れられているような気がしまして。我々は自由化をやって、需要家を選べる状況をつくって、競争を活発化するというのをやろうとしているんだと思うんですけども。余りほかの委員のことを言うのは、私は好きじゃないんですけども。消費者の代表の方を聞いていますと、何か自由化に反対しているんじゃないかというような、規制強化の話ばかり出てくるんです。そこが私は非常に、前からこの委員会で違和感を持っていたところであります。

例えば、先ほど都市ガス間の競争が重要だとは言ったけれども、都市ガスと他燃料の競争がメインじゃないなんていう、その感覚自体が心配なんです。本当に消費者のことをわかっていらっしゃるのかどうか。どれくらいオール電化の攻勢にさらされて、「ウイズガス」とかといってLPと手を組みながら。そのLPと、また右手で手を組みながら、左手でほったたたくような競争をやっているというような状況です。消費者の気持ちを考えたら、私は可能な限り競争が活発化するためのという、その大原点を忘れちゃいけないんじゃないか。これは言いたくないですけども、私は大石委員はいいんですけども、二村委員は本当に、単純に消費者の代表なのかどうかというところがあると思います。

私はLPの話がここに出てくるのは、前からおかしいといっていたんですけども。もうLPの委員会はきょう立ち上げましたから、そっちでやりますけれども。北海道のLP業者と戦っているのは生協の灯油であるわけでありまして、そういうことも考えながら。消費者代表の人は、本当に消費者のことを考えて発言してもらいたいと、これだけ言っておきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

関連ですか。

○大石委員

ありがとうございます。ちょっと意外なお言葉だったので発言させていただきました。私たちは、多くの消費者の代表のつもりで出ております。今の先生のお話の、頬をたたいて云々の話は事業者側の話ではないかと思うのですが、それが消費者にとって不利益になっているというふうには、私は思わないんですが、このあたりの意識が違うということでしょうか。

○橘川委員

現場の認識が、私から言わせると十分じゃないんじゃないかと思います。

○山内委員長

これは水掛け論になっちゃうんで、またゆっくりということ。ゆっくり、ここじゃないところでやってもらってもいいかもわかんない。

引頭委員どうぞ。

○引頭委員

短く申し上げます。解除措置発動のタイミングですが、1年に1回ですとか、橘川委員から先ほど3カ月に1回というご意見がありましたが、実際の競争の現場から見ますと、3カ月に1回というのでも、大変長いかもしれないと懸念しています。

例えば、年度とか3カ月に定期的に見るバージョンと、それから、事業者から、そうした競争状況になった際に、データをきちっと示していただいたうえで離脱させるという、機動的な対応と両方のアプローチが必要ではないでしょうか。杓子定規なルールですと、自由化という趣旨に合わないのではないかと思いますので、もう少し踏み込んでご検討いただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。時間のほうがあと5分しかなくなりました。

失礼しました。それじゃ、簡潔にお願いいたします。

○松村（知）オブザーバー

経過措置というと、全て料金の話になっているような気がしますので一言申し上げますと、簡易ガス団地が経過措置を、要するに指定されますと、例えばお客様が1軒、供給地点が1軒ふえる。あるいは1軒減るというときでも、許可が必要になってくるんです。だから、先ほど申し上げましたように、一般ガス供給区域内等々においても、できるだけ都市ガス間の競争じゃなくて、LPとかオール電化とかいろんなエネルギーとの競争の選択肢をふやすためにも、経過措置はないほうがいい。

ただし、その事後監視は、私どもも重要というふうに考えていますので。料金だけの話じゃなくて競争の観点からも考えていただければありがたいです。

○山内委員長

どうぞ。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。まず、私どもといたしましても、十分な競争が起こらないという懸念がある区域につきましては、消費者、需要家のほうの観点からは、やはり小売事業者による不当な値上げを抑制するために何らかの措置が必要であるということについては承知をしております。この点、私ども既存事業者といたしましても、全面自由化後につきましても、標準的な小売のメニュー、これを自主的に公表する方向で検討しております。不当な値上げの有無、あるなしにつきましては、広くこれでご理解、ご確認がいただけるのではないかと考えております。

それから、指定解除基準につきましてでございますが、重ねて申し上げて大変恐縮ですけれども、やはり都市ガスでは給湯、厨房、暖房という全ての用途におきまして、他エネルギーでの代替や転換が可能でございます。既に都市ガスを使っていたいただいているお客様におきましても、それぞれの用途で激しい競合があるのが実態でございます。指定解除の条件につきましては、競争の状況を適切に踏まえた内容としていただきたいと思いますと考えております。

また、解除の是非を判断する頻度について記載もございましたけれども、やはり四半期、あるいは半期というような単位とするなど、できるだけ速やかに解除できる仕組みを設けていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

じゃ、事務局から簡単に。

○藤本ガス市場整備課長

一言だけ。事後監視の期間の話が出ていましたけれども、今回は、ある意味特別な事後監視でございまして、一般的な監視は、新規参入者も含めて今後もなされることになると思いますし、仮に不当な値上げ等があれば、業務改善命令の発出もあり得るということだと思っております。特別な監視をいつまでやるのかという議論だと思っております。

それ以外の点につきましては、今回のご意見も踏まえて、さらに我々のほうでご提案を精査したいと思います。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。そういうことで、今回この問題はいろいろご意見をいただきましたので、事務局のほうで引き取っていただいて、また精査をしていただければというふうに思います。

あと論点が、2番目の同時同量と託送の検討、それから熱供給事業に関する指針とあるんですけれども。時間の関係がございますので、これについて全て一括してご意見を賜ればというふうに思います。

これについて何かご意見があればお願いいたします。

橘川委員どうぞ。

○橘川委員

同時同量の63ページなんですけれども。需要家の形態に合わせた注入はとらないという話なんですけれども。こういうことは余り言うてはいけないのかもしれないんですけれども、事前の説明のときには、今回はそれは議論にならなくて、先に延ばすんだという話だったと思うんですけれども。何か、そういう形になったというので、ちょっとびっくりしています。

そもそもイーブンな形で、ベース的な使用をする需要をとってきた人と、揺れる需要をとってきた人の間に差がつくというのは、ある意味で当然なんじゃないかと思うので。そのベース的なイーブンな需要をとってきた人まで、ピークを反映した形で注入しなきゃいけないというのは、ちょっと不思議な感じがします。ということで、その点に違和感を感じます。

○山内委員長

そのほか。

どうぞ、樋口委員。

○樋口委員

ありがとうございます。以前にも少しコメントをさせていただいたと思いますが、我々事業家が、今実際にガス会社さんといろいろ契約する中で、やはり我々は、いかに平準化するかというところでも努力しております。その一方で、それがガスの低廉化につながるということもございます。もちろん、ロードカーブ方式を否定するつもりは全くありませんし、ロードカーブ方式でいいと思っておりますけれども、この辺、何か仕組みというか、制度的にカバーできるようなものがあればありがたいなというふうに思います。

○山内委員長

松村委員どうぞ。

○松村委員

まず今の点。ロードカーブ方式を仮に導入するとしても、そのようなタイプの需要家、社会的な費用が低い需要家が何らかの利益を得られるようにする制度設計は可能ということは申し上げました。託送料金の割引だとかというようなやり方もあり得るということを既に申し上げましたので、この点は継続して検討課題としていただきたい。今回の結論は、ロードカーブ方式を修正

することによって、それに対応するというやり方は採用しないということを決めただけであって、そのような需要家が何らかの形で報われるべきというような点については、別の形で考える余地が残っていると理解しています。ぜひそうしてください。

それから、大上段な話で申しわけないのですけれども、同時同量の発想で、事務局資料には「ガスは電気と違って」と説明がしてある。このようなことは、安直に言わないでいただきたい。私は、今回指摘された点に関して、電気とガスの違いは程度問題だと思っている。例えば、A地域でガスを入れても、B地域に流れないということがある。したがって、A地域で新規参入者が大量にガスを入れられたなら、既存事業者はA地域でのガスの気化を抑えて、B地域で気化させるとか、そういう対応が必要になる。確かにその通りですが、電気だって同じです。電気だって、姫路で大量に新規参入者が発電所を建て、需要の中心は大阪にあるとかというような状況になったときに、周波数の観点から姫路から大阪に電気は送れるけれども、例えば電圧とかの問題で、関西電力が自分の姫路地区の発電所を少し抑えて、大阪地区の発電所を追加で立ち上げるようなオペレーションをしなければいけないというようなことは起こりえます。だから、違いはあくまで程度問題。もちろんコストの大きさだとかというのは大分違う可能性があることはわかりますし、オペレーションも違うのはわかります。しかしガスは物理的に送れないからガスは電気と質的に違う。だから、全く別の対応が必要、という頭の整理で本当にいいのか。この点ガス事業者の言うことを鵜呑みにしないで、きちんと考える必要がある。

その意味で、今回の提案では、電気で言えば、例えば東京で需要があるときにも福島で発電して、これで同時同量を達成するということがすら可能だし、千葉の需要に合わせて神奈川で発電するというのももちろん可能なのに対して、都市ガスでは地域を分けて行うということ自体、普通に考えると相当異様なことに見えるということは、まず自覚する必要があると思います。

しかし、そうは言っても、実際にガス会社はそれぞれのLNG基地でオペレーションしているわけですから、今回のご提案のようなやり方でないとうまく回らないだろうということは、一応納得はした。しかし相当丁寧に説明しないと、「ガスは特殊だから当たり前だ」というようなことを安直に言われたのでは、新規参入者ももちろんですけれども、一般の人にとってもとてもわかりにくい、不透明なことをやっているように見えかねないということは、まず注意してください。

それから、特定負担と一般負担に関しては、今回の事務局提案は、その振替供給に関しては一般負担にしたのは、電気の発想からしても極めて自然な発想。確かにご指摘の通り、弊害がある可能性は否定できないので、これから十分に検証して行って、大きな問題が起こってきたら見直すことはあり得ると思います。しかし、これも最初に言いましたが、一方で、これは特定負担に

すると、何か恣意的に物すごいコストを新規参入者が要求される可能性が出てきて、特定負担にすることの弊害も大きい。現行とりあえず、かなり不透明な格好で託送料金がスタートする事実をきちんと頭に入れれば、特定負担にした結果おかしなコストが積み上がって有害な参入障壁になる懸念のほうはるかに大きいと私は思いますので、今回の事務局の提案のような、一般負担という考え方が正しいと思います。見直すというときには、一般負担による弊害が起こる可能性も頭に置きながら、しかし一方で、託送料金は極めて不透明だということも同時に頭に入れながら、きちんと将来のことも考えていただきたい。託送料金の厳格査定がされる前に、これを特定負担化するのは問題が大きいと思います。

それから最後に、この振りかえ、インバランスが発生したときの罰則料金と——つまりペナルティーのあるなしの部分です。こうなっているんだけど、私はこの分類は若干違和感があって。今のものだと需要の読み違いに関して5%、あるいは暫定措置として短期的に10%以内のところでも、かなり罰則的なものが入っていると思います。つまりこれは、読み違いの分については、物で返せということを言っているわけですね。そうすると、場合によっては、キャパシティーの乏しい事業者にとってみると、後々にカーブに合わせてよりたくさん出さなければいけないとかというようなことになるのは、ある種パニッシュメント的な側面というのも含んでいるのではないかと。本当にこれがいいんだろうかというのは、若干疑問に思っています。

これについては、しかし一方で事務局が言ったとおり、ある種のマニピュレーションというのの懸念があるからこうしたというのは説得力があると思いますが、しかし、事務局の言ったマニピュレーションというのは、とてもわかりやすいマニピュレーションなわけです。だから、そういうようなおかしなことをしていないかどうかというのは、原則として料金精算にして、実際に5%あるいは10%変動範囲内で、そういうわかりやすいマニピュレーションが起こっていないかどうかというのをチェックし、起こっているということが確認されたら直ちに変わるという、こういうやり方だってあり得ると思います。

今回ご提案のような、物理的に物を出すというやり方だと、むしろ真摯にやっているところについては負担感が増すという可能性も出てくると思います。逆に、悪質なところでは、今回のやり方でも悪用しようと思えばできる。つまり、ピークが立っているような冬季というのは少し少な目にして、2カ月後に、もう気温が上がっていて、大分緩んでいるというときに返しませうなんていう、こういうわかりやすい、今回の事務局の指摘とは全く逆のやり方というのだって出てき得るものですので、そういう意味でマニピュレーションが起こるといえるのは、今回の事務局提案だって同じだと思います。真つ当な事業者にペナルティー感の高いようなやり方よりは、私は金銭精算プラス事後監視のほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、池田さん……じゃ、引頭さん。

○引頭委員

ありがとうございます。全部で大きく3点あります。

1点目は、まず44ページ目の振替供給についてです。一番下の黒丸に、一般負担とするのが「当分の間」と書いてあります。まず1点目のうちの質問ですが、「当分の間」とはどの程度を想定されているのでしょうか。

次にコメントですが、確かにこの振替供給が必要な事業者さんというのが現時点では限られていることもあり、今回のご提案について、私はいたし方ないとは思いますが、この案には反対しません。しかしながら、今後様々な事業者が参入してきた際に、独自の都合で注入しやすい場所にどんどん勝手に製造設備を建造する一方、安定供給のために託送事業者が様々な工夫を余儀なくされ、そのコストが全部一般負担だというような状況が来ることがないとは言えない。そう考えますと、私は、これは託送の問題ではなくて、ガスそのものの卸売市場の問題として、つまり民間同士の市場取引で整理すべき問題ではないかと思っております。今回のこの委員会では時間的に厳しいとは思いますが、今後、卸売市場の整備について、是非早めに検討を始めていただければと思います。

2点目は、65ページ目にありますアローワンスについてですが、基本は±5%とするが、移行期間の措置として±10%にするとしており、このご提案には賛成です。ご提案では、例えば2年間という期間で、新規参入業者の習熟度が上がることが想定されていると理解しております。

しかしながら、文面をよく見ていると、自由化後2年間と書いてあります。ですが、新規参入事業者は一斉ではなく、ばらばらと参入してくる可能性があると思います。そうしますと、この2年というのは、新規事業者が参入してから習熟するまでそれぞれ2年間とするほうが、この制度の趣旨に合致するのではないかと思います。

3点目です。59ページ目のペナルティについて、CIF価格プラス30%を払うのは誰か、つまり起因者は誰かということで、事務局のご説明では④のところに払出実績とありますが、小さい会社Xと大きい会社Yがあって、大きい会社Yが大幅に超過したため、Yが起因者であるとされています。最初にこの資料を拝見したときは納得していたのですが、この場合は量でも率でも圧倒的にYが起因者ということですが、例えば、大きい企業は率的には小さいが量では多い、小さい企業は率的には大きい量が少ないといった場合、どちらが起因者となるのか。起因者を決

める際に、量なのか、パーセントなのか、またそれはどういう理屈でそうなのかという部分も含めて、この起因者の決定についてはもう少し詰める必要があるのかもしれないと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。すみません、さっき石油連盟が先に挙げられたので。どうぞ。

○奥田オブザーバー

ありがとうございます。同時同量制度について3点意見を述べさせていただきたいと思いません。

1点目ですけれども、従来からロードカーブ方式による新しい同時同量制度については、新規参入者を含めて導管の貯蔵機能を公平に活用できる仕組みにしてほしいということをお願いしてきました。先ほどの橘川委員からの話とも同じですけれども、今回のご説明を聞いておりますと、需要特性が比較的フラットなお客様を獲得した新規のガス小売事業者は、大きなピークカーブを持っておられる大きな事業者さんに完全に飲み込まれてしまって、せっかく獲得したフラット化した需要カーブよりも高いカーブの注入計画を、恒常的に押しつけられる、と言うとちょっと表現が悪いかもしれませんが、そうなってしまう可能性があるわけです。

公平という意味がどういうふうに使われているのかよくわからないところがありますけれども、導管の貯蔵機能が、そういうことになりますと公平に活用されていないのではないかと考えます。この63ページにありますように、新しい、この同時同量制度に係る根本的な考え方と需要特性を踏まえるという考え方は、各小売事業者を公平に扱う観点から両立しないと結論になっていますけれども、結果として導管の貯蔵能力が小売事業者間で公平に活用されていないということから、是非何か補完的な措置についてご検討いただきたいというのが第1点であります。

それから、2点目ですけれども、34ページにもありますように、第25回のガスシステム改革小委員会で引き続き検討すべき論点として、注入計画の透明性確保が取り上げられています。今回は、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画の策定方法についてご説明がありましたけれども、透明性確保の観点から、注入計画の策定方法や、策定に関する基準の詳細について、導管事業者が小売事業者を含む第三者に対して公開をする、さらには、中立機関が厳正な審査を行うということをお願いをしたいというふうに思います。

57ページから60ページに色々なケースが書いてありますが、これを見ている限りでは、小売事業者が提出をした払出計画量自体も、導管事業者が自分たちの注入計画を利用して修正していくというようなスキームになっているように見えます。それであればあるほど、注入計画についての透明性確保について、ぜひよろしくお願ひしたいというのが2点目であります。

それから、最後に3点目ですけれども、この同時同量制度に関連して、供給能力の確保義務があります。これも第23回の小委員会において、需要ピークを迎える1時間の需要に対して、同時時間帯における供給能力を確保するということになっているのですけれども、同時に、「1時間」についての考え方は、同時同量制度との整合性を確保することが必要だと書かれております。

この新しい同時同量制度の見直しを受けて、小売事業者としてどの程度の供給予備力を確保することが適当かということについて、改めてご検討いただければと思っております。

以上3点でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。あと、発言は福田委員、柏木委員の順で。

福田委員どうぞ。

○福田委員

精算方法の説明箇所A、B、C、Dの4つのケースが示されており、5%という数値が多く示されています。このうちAの5%は、機械的・技術的な制約でどうしてもずれが生じてしまうという意味での5%であり、残りB、C、Dに示されている5%という数字とは同じ5%でも意味が異なります。ロードカーブ方式の基本理念から言えば、Aの部分の5%というアローワンスの数字は本来ゼロであるべきものであり、将来技術的な改善がなされることで0%になることが期待されるべきものだと思います。精算方法については、A、B、C、D4つのケースが並べて示されることが多いかと思しますので、数字の意味の区別が明確に分かるように示されるべきであると思います。

○山内委員長

柏木委員どうぞ。

○柏木委員

前も言ったことですけれども、この31ページに、同時同量のあり方をどうするのかというのは大分議論になっていますけれども、例えば、丸いタンクで、出口が幾つかあって、入り口が幾つかあって。そうすると、やっぱり中の圧力を一定にするためには、出る量と入れる量とはどこかで一致させないと圧力が下がっちゃいますから。丸いタンクで考えれば、一般的にはそれが一番大事なことです。

ただ、ガスパイプラインの場合では、縦横無尽に走っているパイプラインの非定常の流れの中で、もちろん一番いいのは同時同量でいくのがいいのかもしれませんが、ただ同時同量でも、入れるところと出るところで圧力差があって、それはそう簡単じゃない、一番社会コストがミニマムで、かつ貯蔵の能力も公平に使えて。もちろん、フラットな需要をとった人はフラット

に入りたいというのはわかりますけれども、それだけじゃうまくいかないわけです。丸いタンクならいいんですけども。要するにパイプラインですから。

そういう意味では、最も現実性に富んでいて、かつ社会コストが少なく、いろんな機能を公平に与えられるものとしてロードカーブ方式を提示してきたというのに関して、私はこれだけよく今まで議論してきた内容をまとめられたと思うし、私はこの案をサポートしたい。

ただ問題なのは、ほかに入れてこっちで使う、全然タンクが違う系統で使う場合には、これは多少そういう考え方が適用できませんよね。誰かが調整しなきゃいけませんから。その辺に関しては、ここに調整力とか、何ページかに書いてありましたけれども、ある意味では、それに相当するペナルティーなどの、調整力というのは必要になってくるんじゃないかと思います。

本質的には、よくここまでまとめられたという評価を私はしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

それでは、関西電力どうぞ。

○松村（直）オブザーバー

同時同量に関して、大きく2点申し上げさせていただきます。

1点目は、振替供給についてです。振替供給は、既存の一般ガス事業者さんの設備形成を前提とした上で、その維持のためのコストを既存事業者に還元するものであり、今回のエネ庁殿のご提案では、新規参入者へのご配慮もありまして、一般負担と整理されております。

この振替供給のコストは、新たに広くお客様にご負担いただく費用であることですから、まずは基地ごとの供給可能エリアを明確にご説明いただいた上で、振替を行うために必要な余力の量、そして余力として空けておくべき設備の範囲、こういったものを明確化していただいて、透明性のあるプロセスを経て決めていただきたい、このように考えてございます。

もちろん、これらは、これまでにない新たなルールの導入でございますので、これらの諸元については、公の場で審査、審議がなされるものだと考えてございます。

それから、この量につきましては、振替供給を行う量がどの程度なのか、導管ネットワークの安定供給を維持するために製造設備の余力の確保が必要な場合、その規模はどの程度なのか、導管事業者によって置かれている状況が違うことを踏まえて、個別にかつ厳格に、審査いただきたいと考えてございます。

また、設備の範囲につきましては、振替供給に係る具体的な費用として「調整力コスト」やその元となっている「製造コスト」、こういったものが挙げられてございますけれども、これらにつきましても、受入・貯蔵・気化圧送に係る設備の平均単価ではなく、本当に必要な設備、つま

り、気化圧送に係る設備に限定していただくなど、これも厳格に審査をいただきたいと考えてございます。

2点目ですけれども、「需要家の需要特性を踏まえた注入計画の可否」、それから「新規参入者が参入しやすくするための措置」、これをご記載いただいておりますが、これについてでございます。導管事業者が策定する注入計画を各小売の事業者に配分するにあたりましては、各小売事業者が獲得している需要家の需要特性を配慮することについて、小売事業者間の公平性の観点から採用が難しいと整理されたことは、私どもにとっては厳しい判断と考えてございます。

今回の制度変更により、小売事業者によっては、逆に従来よりも注入計画のピークが急峻となって、現在の設備余力では対応できないケースといったことも可能性がございます。このような場合には、既存事業者の製造設備を確実に活用させていただくことができるといった経過措置についても、あわせて検討いただければと考えてございます。

一方、新規参入者が同時同量制度を活用しやすくするために措置を講じていただいたことについては、大変ありがたいと考えてございます。その中で、ガスの精算に当たって供給力が不足する場合には、既存事業者の設備を活用させていただくというような記載がございますが、これが実質的にちゃんと機能するためには個社間の相対協議に委ねるだけではなく、確実に供給力の貸し借りがなされるようなルール、制度づくりといったものが必要だと考えてございますので、この観点からの具体的なガイドラインを作成していただくなどの処置をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

まだご意見あるかと思うんですけれども。もうそろそろ7時近くになってまいりまして、30分近く時間をオーバーしているということで、きょうはこの辺にしたいんですが。

ただ、皆さんにお願いしたいのは、特に論点の4番目、熱供給に関するガイドラインの指針について何かご意見がありますでしょうか。

もしよろしければ、こういう形でお認めいただくということでもよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、この点についてはお認めいただいたということにさせていただきます。

それから、きょうは経過措置料金、それから同時同量についても。経過措置料金については、特にいろいろご意見をいただきましたので、これは事務局のほうで引き取っていただいて、また次回、あるいは次々回になるのかわかりませんが議論するということと、同時同量については、

これは本質的なところというのも幾つかご意見いただいたところについて、またそれについて事務局のほうでご検討いただくということにさせていただければというふうに思います。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、大変時間が延びて恐縮でございますけれども、この辺で議論を閉じさせていただきます。

最後に、今後の予定について事務局からお知らせを願いたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

次回の委員会ですけれども、2月23日に第29回を開催することで委員の皆様からご了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第28回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

本日はご協力をいただきましてどうもありがとうございました。

—了—